

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 条 例	所管課(室)名
○知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	人 事 課
○職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
○長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	新 行 政 推 進 室
○長崎県特別会計条例の一部を改正する条例	財 政 課
○長崎県手数料条例の一部を改正する条例	〃
○長崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	県民生活環境課
○長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例	生 活 衛 生 課
○公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	〃
○長崎県薬事審議会条例の一部を改正する条例	薬 務 行 政 室
○長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例	〃
○長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	長 寿 社 会 課
○長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	障 害 福 祉 課
○長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援基金条例	経 営 支 援 課
○長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例	水産加工流通課
○長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例	漁 港 漁 場 課
○長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	道 路 建 設 課
○長崎県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	道 路 維 持 課
○長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例	〃
○長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例を廃止する条例	港 湾 課
○長崎県港湾整備事業財産管理基金条例	〃
○長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	建 築 課
○長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例	議 会 事 務 局
○長崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	〃
○市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例	教 育 庁 教 職 員 課
○長崎県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例	警 察 本 部 人 身 安 全 対 策 課 生 活 環 境 課

条 例

知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第3号

知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
 知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例（平成27年長崎県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(給料の特例)</p> <p>第1条 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）の給料の月額、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和31年長崎県条例第56号。以下「知事等給与条例」という。）第2条、長崎県教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成12年長崎県条例第24号。以下「教育長給与条例」という。）第3条及び常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（昭和34年長崎県条例第27号。以下「監査委員給与条例」という。）第2条に規定する給料の月額（以下「基礎額」という。）から、基礎額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を減じた額とする。ただし、知事及び副知事に対する退職手当支給に関する条例（昭和26年長崎県条例第36号）第3条、長崎県教育委員会教育長に対する退職手当支給に関する条例（平成12年長崎県条例第25号）第3条及び常勤の監査委員に対する退職手当支給に関する条例（昭和31年長崎県条例第16号）第3条に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。 (1)～(4) 略</p>	<p style="text-align: center;">(給料の特例)</p> <p>第1条 この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）の給料の月額、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和31年長崎県条例第56号。以下「知事等給与条例」という。）第2条、長崎県教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成12年長崎県条例第24号。以下「教育長給与条例」という。）第3条及び常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（昭和34年長崎県条例第27号。以下「監査委員給与条例」という。）第2条に規定する給料の月額（以下「基礎額」という。）から、基礎額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を減じた額とする。ただし、知事及び副知事に対する退職手当支給に関する条例（昭和26年長崎県条例第36号）第3条、長崎県教育委員会教育長に対する退職手当支給に関する条例（平成12年長崎県条例第25号）第3条及び常勤の監査委員に対する退職手当支給に関する条例（昭和31年長崎県条例第16号）第3条に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。 (1)～(4) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 知事、副知事及び出納長の給与の特例に関する条例（平成14年長崎県条例第31号）
- (2) 知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例（平成19年長崎県条例第1号）
- (3) 知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例（平成25年長崎県条例第26号）

職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第4号

職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与の臨時特例に関する条例（平成27年長崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(職員給与条例及び教職員給与条例の特例)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長崎県人事委員会規則第14号）第2条で定める職員及び警察に所属する一般職の職員のうち職員給与条例第10条第1項に規定する人事委員会規則で定める職にあるもの（職員給与条例第5条第1項第4号イに掲げる教育職給料表（二）の適用を受ける職員で特別支</p>	<p style="text-align: center;">(職員給与条例及び教職員給与条例の特例)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長崎県人事委員会規則第14号）第2条で定める職員及び警察に所属する一般職の職員のうち職員給与条例第10条第1項に規定する人事委員会規則で定める職にあるもの（職員給与条例第5条第1項第4号イに掲げる教育職給料表（二）の適用を受ける職員で特別支</p>

援学校に勤務するものにあつては、校長、副校長及び教頭の職に限る。)及び教職員給与条例第8条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める職にあるものに対する給料月額(職員給与条例等の一部を改正する条例(平成18年長崎県条例第8号)附則第9項から第11項までの規定による給料及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年長崎県条例第33号)附則第11項から第13項までの規定による給料を含む。以下同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる管理職手当の区分(職員給与条例第10条第1項及び教職員給与条例第8条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める職の区分をいう。)に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

略

2 略

3 特例期間においては、職員給与条例第13条又は教職員給与条例第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与条例第17条又は教職員給与条例第14条の規定にかかわらず、これらの規定により算出した給与額から、給料月額並びにこれに対する地域手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分(再任用短時間勤務職員にあつては、人事委員会規則で定める時間)に毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第6号。以下「職員勤務時間条例」という。)第8条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(職員勤務時間条例の特例)

第4条 特例期間においては、職員勤務時間条例第17条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第17条」とあるのは、「職員の給与の臨時特例に関する条例(平成27年長崎県条例第35号)第2条第3項(同条例第5条第2項において準用する場合を含む。)」とする。

援学校に勤務するものにあつては、校長、副校長及び教頭の職に限る。)及び教職員給与条例第8条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める職にあるものに対する給料月額(職員給与条例等の一部を改正する条例(平成18年長崎県条例第8号)附則第9項から第11項までの規定による給料及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年長崎県条例第33号)附則第11項から第13項までの規定による給料を含む。以下同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる管理職手当の区分(職員給与条例第10条第1項及び教職員給与条例第8条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める職の区分をいう。)に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

略

2 略

3 特例期間においては、職員給与条例第13条又は教職員給与条例第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与条例第17条又は教職員給与条例第14条の規定にかかわらず、これらの規定により算出した給与額から、給料月額並びにこれに対する地域手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分(再任用短時間勤務職員にあつては、人事委員会規則で定める時間)に18を乗じたものを減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例)

第4条 特例期間においては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第6号)第17条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第17条」とあるのは、「職員の給与の臨時特例に関する条例(平成27年長崎県条例第35号)第2条第3項(同条例第5条第2項において準用する場合を含む。)」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 職員の管理職手当の特例に関する条例(平成17年長崎県条例第10号)
- (2) 職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年長崎県条例第27号)

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第5号

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

長崎県の事務処理の特例に関する条例(平成12年長崎県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。			(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。		
部局	事務	市町村	部局	事務	市町村
略			略		
県 民 生 活 環 境 部 関 係	1～4 略		県 民 生 活 環 境 部 関 係	1～4 略	
	5 長崎県食品衛生に関する条例（平成12年長崎県条例第57号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 略 イ アに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略		5 長崎県食品衛生に関する条例（平成12年長崎県条例第57号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 略 イ <u>条例第3条の規定による営業の許可に関すること。</u> ウ <u>条例第4条第3項において準用する第2条第4項の規定による営業施設及び容器の基準の緩和に関すること。</u> エ <u>条例第5条第2項の規定による承継の届出の受理に関すること。</u> オ <u>条例第7条の規定による営業の許可の取消等の処分に関すること。</u> カ <u>条例第8条の規定による食品販売営業の届出の受理に関すること。</u> キ アからカまでに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略
	6～14 略			6～14 略	
福 祉 保 健 部 関 係	15 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。） ア 略 イ 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び縦覧に関すること。 ウ 法第10条第4項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による補正に係る書類の受理に関すること。 エ～ホ 略	略	福 祉 保 健 部 関 係	15 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。） ア 略 イ 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公告又はインターネットの利用による公表及び縦覧に関すること。 ウ 法第10条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による補正に係る書類の受理に関すること。 エ～ホ 略	略
	16～18 略			16～18 略	
	1～29 略			1～29 略	
土 木 部 関 係	30 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア～シ 略 ス 法第29条第13項の規定による有料老人ホームの運営状況等の報告の徴収、立入検査等に関すること。 セ 法第29条第15項の規定による有料老人ホームの設置者に対する改善命令に関すること。 ソ 法第29条第17項の規定による有料老人ホームの設置者に対する改善命令をしたときの公表に関すること。	略	土 木 部 関 係	30 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア～シ 略 ス 法第29条第11項の規定による有料老人ホームの運営状況等の報告の徴収、立入検査等に関すること。 セ 法第29条第13項の規定による有料老人ホームの設置者に対する改善命令に関すること。 ソ 法第29条第15項の規定による有料老人ホームの設置者に対する改善命令をしたときの公表に関すること。	略
	31～37 略			31～37 略	
略			略		
土 木 部 関 係	1～4 略		土 木 部 関 係	1～4 略	
	5 長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア～カ 略 キ <u>条例第21条の規定による港湾内の船舶等の移動その他必要な措置命令に関すること。</u> ク～シ 略 ス <u>条例第44条の規定による届出の受理に関すること。</u>	略		5 長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア～カ 略 キ <u>条例第21条の規定による停泊船舶等の移動命令に関すること。</u> ク～シ 略 ス <u>条例第42条の規定による届出の受理に関すること。</u>	略

略	9～12 略	略	9～12 略
---	--------	---	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表福祉保健部関係の部30の項の改正規定は令和3年4月1日から、同表県民生活環境部関係の部5の項の改正規定は同年6月1日から、同部15の項の改正規定は同月9日から施行する。

長崎県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第6号

長崎県特別会計条例の一部を改正する条例

長崎県特別会計条例（昭和41年長崎県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、同表右欄に掲げる事業を実施するために設置する。		地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、同表右欄に掲げる事業を実施するために設置する。	
特別会計	事業	特別会計	事業
略		略	
長崎県港湾施設整備特別会計	港湾施設整備事業及び港湾整備事業	長崎県港湾施設整備特別会計	港湾施設整備事業
略		略	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行し、改正後の長崎県特別会計条例の規定は、令和3年度の予算から適用する。

長崎県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第7号

長崎県手数料条例の一部を改正する条例

長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係） 農林部						別表第1（第2条関係） 農林部					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第4条第1項又は第2項の規定に基づく肥料の登録	肥料登録手数料	肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第6号の肥料に係るもの	略		1	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第4条第1項又は第2項の規定に基づく肥料の登録	肥料登録手数料	肥料取締法第4条第1項第6号の肥料に係るもの	略	
			肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第7号の肥料に係るもの	略					肥料取締法第4条第1項第7号の肥料に係るもの	略	
2	肥料の品質の確保	肥料登録更新手	肥料の品質	略		2	肥料取締法第12条	肥料登録更新手	肥料取締法	略	

等に関する法律第12条第2項の規定に基づく肥料の登録の更新	数料	の確保等に関する法律第4条第1項第6号の肥料に係るもの	略	第2項の規定に基づく肥料の登録の更新	数料	第4条第1項第6号の肥料に係るもの	略
		肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第7号の肥料に係るもの				肥料取締法第4条第1項第7号の肥料に係るもの	
3～24 略				3～24 略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第8号

長崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

長崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年長崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 法第10条第4項に規定する条例で定める軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>7 法第10条第4項の補正を行おうとする者は、規則で定めるところにより、補正後の申請書又は書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第17条 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。次項において「デジタル手続法」という。）第8条第1項で定める縦覧等（同法第3条第10号に規定する縦覧等をいう。以下本条において同じ。）は、法第30条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（次項において「書面等」という。）の縦覧等とする。</p> <p>2 デジタル手続法第8条第1項の規定により、前項に規定する書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録（同法第3条第7号に規定する電磁的記録をいう。）に記録されている事項又は当該事項を記載した書面の縦覧等を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第20条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項で定める縦覧等（同法第2条第8号に規定する縦覧等をいう。）は、次に掲げる書面の閲覧とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 法第52条第4項及び第5項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 法第10条第3項に規定する条例で定める軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>7 法第10条第3項の補正を行おうとする者は、規則で定めるところにより、補正後の申請書又は書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第17条 法第74条の規定により読み替えて適用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。次項において「行政手続オンライン化法」という。）第5条第1項で定める縦覧等（同法第2条第8号に規定する縦覧等をいう。以下本条において同じ。）は、法第30条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（次項において「書面等」という。）の縦覧等とする。</p> <p>2 行政手続オンライン化法第5条第1項の規定により、前項に規定する書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録（同法第2条第5号に規定する電磁的記録をいう。）に記録されている事項又は当該事項を記載した書面の縦覧等を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第20条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項で定める縦覧等（同法第2条第8号に規定する縦覧等をいう。）は、次に掲げる書面の閲覧とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 法第52条第4項（法第62条において準用する場合を含む。）に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第6項及び第7項並びに第20条第1項第3号の改正規定は、令和3年6月9日から施行する。

長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第9号

長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例

長崎県食品衛生に関する条例（平成12年長崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第54条及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項に規定する基準を定めるとともに、<u>法第54条に基づき政令第35条で規定する業種以外の営業その他必要な事項について定めることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって県民の健康の保護を図ることを目的とする。</u></p> <p>(施設の基準)</p> <p>第2条 法第54条に規定する食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）で定める基準は、<u>政令第35条各号に掲げる営業（同条第2号及び第6号に掲げる営業を除く。）に共通する事項については別表第1、同条各号に掲げる営業ごとの事項については別表第2、法第13条第1項の規定に基づき定められた規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準にあっては別表第1及び別表第2の基準に加え、別表第3のとおりとする。</u></p> <p>2 知事は、<u>前項の規定に基づく施設の基準について、特別の事情により、公衆衛生上支障がないと認めるときは、これを緩和することができる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第51条及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項に規定する基準を定めるとともに、<u>法第51条に基づき政令第35条で規定する業種以外の営業その他必要な事項について定めることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって県民の健康の保護を図ることを目的とする。</u></p> <p>(施設の基準)</p> <p>第2条 法第51条に規定する<u>営業の施設についての基準のうち、すべての業種に共通の基準は別表第1のとおりとし、業種別の基準は別表第2のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるほか、営業の施設についての基準は、規則で定める。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、食品の自動販売機による営業（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業及び氷雪製造業に限る。）の施設についての基準は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p>4 知事は、<u>前3項の規定に基づく施設の基準について、特別の事情により、公衆衛生上支障がないと認めるときは、これを緩和することができる。</u></p> <p>(営業許可)</p> <p>第3条 <u>次に掲げる営業を営もうとする者は、知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>魚介類加工業（みりん干し、のしすめ、やきふぐ、鯨肉加工品、容器包装入り塩辛、容器包装入りうにその他これらに類する物で知事が定めるものを製造する営業をいう。）</u></p> <p>(2) <u>無店舗魚介類販売業（店舗を設けなくて、鮮魚介類を人力で運搬しながら販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売する営業を除く。以下同じ。）</u></p> <p>2 <u>前項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に営業の施設（無店舗魚介類販売業にあっては、容器。以下この条において同じ。）の構造を明らかにする図面を添えて知事に申請しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び生年月日）</u></p> <p>(2) <u>営業所の所在地（無店舗魚介類販売業にあっては、販売区域）</u></p> <p>(3) <u>営業所の名称、屋号又は商号</u></p> <p>(4) <u>営業の種類</u></p> <p>(5) <u>営業の施設の概要</u></p> <p>3 <u>第1項の場合において、知事は、その営業の施設について次条に定める基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。ただし、その営業を営もうとする者が</u></p>

次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(2) 法第55条若しくは第56条又はこの条例第7条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちの前2号のいずれかに該当する者があるもの

4 知事は、第1項の許可に5年を下らない有効期間その他の必要な条件を付することができる。

(営業の施設及び容器の基準)

第4条 前条第1項に規定する営業（同項第2号に掲げるものを除く。）の施設が満たすべき基準については、第2条第1項の規定を準用する。ただし、業種別の基準については、製造場に、必要に応じ製造室、原料保管設備及び製品保管設備を設け、それぞれ一定の区画がしてあることとする。

2 前項に定めるほか、営業の施設及び無店舗魚介類販売業に係る容器についての基準は、規則で定める。

3 第2条第4項の規定は、前2項の規定に基づく基準について準用する。

(営業の承継)

第5条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「条例許可営業業者」という。）について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、条例許可営業業者の地位を承継する。

2 前項の規定により条例許可営業業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

(営業の制限)

第6条 無店舗魚介類販売業を営む者は、魚介類を調理して販売してはならない。

(許可の取消等)

第7条 知事は、条例許可営業業者が第3条第4項の規定により許可に付した条件又は第4条に規定する基準に違反した場合においては、その者に対し、当該条件に従うこと若しくはその施設及び容器の整備改善を命じ、又は第3条第1項の許可を取り消し、若しくは営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

2 知事は、無店舗魚介類販売業を営む者が前条の規定に違反した場合においては、その者に対し、同条に規定する営業の制限に従うことを命じ、又は第3条第1項の許可を取り消し、若しくは営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

(営業の届出)

第8条 次に掲げる営業を営もうとする者は、知事に届け出なければならない。

(1) 魚介類加工品販売業

(2) 乳肉製品販売業（発酵乳、乳酸菌飲料及び食肉製品を販売する営業をいう。）

(3) アイスクリーム類販売業

(4) 豆腐又は豆腐加工品販売業

(5) 弁当類又はそうざい類販売業（にぎりめし、赤飯、すし、サンドイッチその他の弁当類又はそうざい類で調理又は加工を要しないで直接摂食できるものを販売する営業をいう。）

<p>(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)</p> <p><u>第3条 略</u> (手数料)</p> <p><u>第4条</u> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、次に掲げる県の事務については、手数料を徴収する。</p> <p>(1) <u>法第55条第1項</u>の許可の申請に対する審査</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の規定による手数料の額は、同項第1号に掲げる事務については政令第35条各号に規定する営業の種類ごとに別表第4金額の欄に掲げる金額とし、前項第2号に掲げる事務については長崎県環境保健研究センター条例(平成18年長崎県条例第65号)に規定する手数料の例によるものとする。</p> <p>3及び4 略 (罰則)</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条 略</u></p>	<p>(6) <u>菓子類販売業(パンの販売を含む。)</u></p> <p>(7) <u>冷凍食品販売業</u></p> <p>(8) <u>漬物製造業</u></p> <p>(9) <u>水あめ製造業</u></p> <p>(10) <u>こんにゃく製造業</u></p> <p>(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)</p> <p><u>第9条 略</u> (手数料)</p> <p><u>第10条</u> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、次に掲げる県の事務については、手数料を徴収する。</p> <p>(1) <u>法第52条第1項</u>の許可の申請に対する審査</p> <p>(2) <u>第3条第1項</u>の許可の申請に対する審査</p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項の規定による手数料の額は、同項第1号に掲げる事務については政令第35条各号に規定する営業の種類ごとに別表第4金額の欄に掲げる金額とし、前項第2号に掲げる事務については第3条第1項各号に規定する営業の種類ごとに別表第5金額の欄に掲げる金額とし、前項第3号に掲げる事務については長崎県環境保健研究センター条例(平成18年長崎県条例第65号)に規定する手数料の例によるものとする。</p> <p>3及び4 略 (罰則)</p> <p><u>第11条</u> 第3条第1項の許可を受けないで同項各号に掲げる営業を営んだ者については、5万円以下の罰金又は料金を科する。</p> <p><u>第12条</u> 第7条の規定による処分に違反して営業を行った者については、2万円以下の罰金又は料金を科する。</p> <p><u>第13条 略</u> (両罰規定)</p> <p><u>第14条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>第11条又は第12条</u>に規定する行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人についても、各本条の刑を科する。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第15条 略</u></p>
--	---

別表第1を次のように改める。

別表第1 営業施設の共通基準(第2条関係)

- 1 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。
- 2 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの(以下「食品等」という。)への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従業者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合はこの限りではない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。
- 3 施設の構造及び設備
 - ア ジン埃、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備を有すること。
 - イ 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を有すること。
 - ウ 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒(以下この表において「清掃等」という。)を容易にすることができる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。
 - エ 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあっては、床面は不浸透性の材質で作られ、排水が良好である

こと。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。

オ 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることのできるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。

カ 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあっては、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造を有すること。貯水槽を使用する場合にあっては、食品衛生上支障のない構造であること。

キ 法第13条第1項の規定により別に定められた規格又は基準に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業にあってはカの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるよう定めがある食品を取り扱う営業にあってはカの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。

ク 従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。

ケ 排水設備は次の要件を満たすこと。

(1) 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。

(2) 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。

(3) 配管は十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。

コ 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、法第十三条第一項により別に定められた規格又は基準に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業にあっては、その定めに従い必要な設備を有すること。

サ 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除するための設備を有すること。

シ 次に掲げる要件を満たす便所を従業者の数に応じて有すること。

(1) 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。

(2) 専用の流水式手洗い設備を有すること。

ス 原材料を種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することができる十分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤は、食品等と区分して保管する設備を有すること。

セ 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。

ソ 製品を包装する営業にあっては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。

タ 更衣場所は、従業者の数に応じた十分な広さがあり、及び作業場への出入りが容易な位置に有すること。

チ 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。

ツ 添加物を使用する施設にあっては、それを専用で保管することができる設備又は場所及び計量器を備えること。

4 機械器具

ア 食品又は添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下この別表において「機械器具等」という。）は、適正に洗浄、保守及び点検をすることのできる構造であること。

イ 作業に応じた機械器具等及び容器を備えること。

ウ 食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。

エ 固定し、又は移動しがたい機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄をしやすい位置に有すること。組立式の機械器具等にあっては、分解及び清掃しやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が可能な構造であること。

オ 食品又は添加物を運搬する場合にあっては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。

カ 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。

キ 作業場を清掃等するための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従業者が作業を理解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を有すること。

5 その他

ア 政令第35条第1号に規定する飲食店営業にあっては、第3号ソの基準を適用しない。

イ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態での飲食に供することのできる食品を食器に盛り、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第2第1号(1)において同じ。）をする場合にあっては、アの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。

- (1) 床面及び内壁にあっては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不浸透性材料以外の材料を使用することができる。
- (2) 排水設備にあっては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に有しないこととすることができる。
- (3) 冷蔵又は冷凍設備にあっては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することとすることができる。
- (4) 食品を取り扱う区域にあっては、従業者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造であれば、区画されていることを要しないこととすることができる。

ウ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあっては、第3号エ、ケ、シ及びタの基準を適用しない。

エ 政令第35条第9号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理する場合にあっては、第3号シ、ス及びタ並びに第4号オの基準を適用しない。

オ 政令第35条第27号及び第28号に掲げる営業以外の営業で冷凍食品を製造する場合は、第1号から第4号までに掲げるものに加え、次の要件を満たすこと。

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料を保管する室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (3) 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
- (4) 製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

カ 政令第35条第30号に掲げる営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合にあっては、第1号から第4号までに掲げるものに加え、次に掲げる要件を満たす構造であること。

- (1) 原材料の保管及び前処理又は調査並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の保管をする室又は場所に、冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

別表第2を次のように改める。

別表第2 営業施設の業種別基準（第2条関係）

1 飲食店営業

自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 簡易な営業にあっては、1日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- (2) 比較的大量の水を要しない営業にあっては、1日の営業において約80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- (3) 比較的大量の水を要する営業にあっては、1日の営業において約200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

2 調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

- ア ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあっては、この限りではない。
- イ 床面は、清掃、洗浄及び消毒が容易な不浸透性材料の材質であること。
- 3 食肉販売業
- ア 処理室を有すること。
- イ 処理室に解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。
- ウ 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏10度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。
- エ 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
- 4 魚介類販売業
- ア 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること。
- ウ 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。
- エ かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
- (1) 必要に応じて浄化設備を有すること。
- (2) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
- (3) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。
- 5 魚介類競り売り営業
- ア 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。
- イ 必要に応じて冷蔵又は冷凍設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。
- ウ 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあっては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。
- 6 集乳業
- ア 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。
- イ 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。
- 7 乳処理業
- ア 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をし、必要に応じて洗瓶をする室又は場所及び容器洗浄設備を有すること。ただし、生乳を使用しない施設にあっては貯蔵及び受入検査をする室又は場所、検査を外部委託する施設にあっては受入検査をする室又は場所を有することを要しない。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。
- ウ 製品が摂氏10度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること（常温保存可能品のみを製造する施設を除く。）
- エ 生乳の検査をする室又は場所は、生乳の検査をするために必要な設備を有すること。
- 8 特別牛乳搾取処理業
- ア 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は場所並びに牛体洗浄設備並びに生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。なお、生乳の殺菌をする場合にあっては、自記温度計を付けた殺菌設備を有すること。
- ウ 製品が摂氏10度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。
- 9 食肉処理業
- ア 原材料の荷受及び処理並びに製品の保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
- ウ 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏10度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が

摂氏マイナス15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じて有すること。

エ 処理室は、解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。

オ 生体又はとたいを処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) とさつ放血室（とさつ及び放血をする場合に限る。）及び剥皮をする場所並びに剥皮前のと体の洗浄をする設備を有すること。また、必要に応じて懸ちょう室、脱羽をする場所及び羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。
- (2) 剥皮をする場所は、懸ちょう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄及び消毒設備を有すること。
- (3) 懸ちょう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉が密閉できる構造であること。
- (4) 洗浄消毒設備は、摂氏60度以上の温湯及び摂氏83度以上の熱湯を供給することのできる設備を有すること。また、供給する温湯及び熱湯の温度を確認できる温度計を備えること。

カ 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等が密閉できる構造であること。
- (2) 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、省令別表第17第4イに掲げる事項を満たす水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有すること。なお、シカ又はイノシシを処理する場合にあっては、成獣一頭あたり約100リットルの水を供給することのできる貯水設備を有すること。
- (3) 排水の貯留設備を有すること。貯留設備は、不浸透性材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
- (4) 車外において剥皮をする場合にあっては、処理する場所を処理室の入口に隣接して有し、風雨、じん埃等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止する設備を有すること。

キ 血液を加工する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室及び冷蔵又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあっては、運搬器具を洗浄及び殺菌し、かつ、原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。なお、各室又は設備は作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。
- (3) 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。

10 食品の放射線照射業

ア 専用の照射室を有すること。

イ 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を有すること。

ウ 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。

11 菓子製造業

ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。

イ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を備えること。

ウ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

エ シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあっては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。

12 アイスクリーム類製造業

ア 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

イ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。

13 乳製品製造業

ア 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

- イ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を有すること。
- 14 清涼飲料水製造業
- ア 原材料の保管及び調合並びに製品の製造（ミネラルウォーター類のみを製造する施設にあっては製造に限る。）をする室又は場所を有し、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所にある場合は、調合、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。
- 15 食肉製品製造業
- ア 原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。
- イ 製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬け、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。
- 16 水産製品製造業
- ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をし、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄及び解凍をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- ウ 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて解凍、調合、加熱、殺菌、乾燥、燻煙、焙焼、脱水、冷却等をするための設備を備えること。
- エ 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。
- オ 魚肉練り製品を製造する場合にあっては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に播潰及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合を除く。）に必要な設備を有すること。
- カ かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
- (1) 必要に応じて浄化設備を有すること。
 - (2) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
 - (3) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。
- 17 氷雪製造業
- 製品の製造及び保管をし、必要に応じて製品の調整及び包装をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- 18 液卵製造業
- ア 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 製品を製造する室又は場所は、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。
- ウ 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏8度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理できる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- 19 食用油脂製造業
- ア 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 食用油脂を製造する施設の製造をする室又は場所にある場合は、精製、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて搾油及び調合に必要な設備を有すること。
- ウ マーガリン又はショートニングの製造をする施設の室又は場所にある場合は、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて、練り合わせ、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。また、必要に応じて熟成室を有すること。
- 20 みそ又はしょうゆ製造業
- ア 製麴をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、及び製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。また、包装充填をする室又は場所にある場合は、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。
- イ しょうゆを製造する場合にあっては、必要に応じて圧搾、火入れ、調合、ろ過及び圧搾製成に必要な設備を有すること。

- ウ みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあっては、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。
- 21 酒類製造業
- ア 製造する品目に応じて、製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸留・圧搾を含む。）をし、及び製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 製品の包装充填をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立をする設備を有すること。
- ウ 製造品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きょう、製麹、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填及び密栓に必要な設備等を有すること。
- 22 豆腐製造業
- ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 製品の製造をする室又は場所は、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装するための設備を有すること。
- ウ 無菌充填豆腐を製造する場合にあっては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を備えること。
- エ 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあっては、必要に応じて、冷凍、乾燥、油調等をする設備を備えること。
- 23 納豆製造業
- ア 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。
- 24 麺類製造業
- ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又は場所を有すること。室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 原材料の前処理をし、及び製品の製造をする室又は場所にあっては、製造する品目に応じて、混練、成形、圧延、裁断、茹で、蒸し、油調及び冷却に必要な設備を有すること。
- 25 そうざい製造業及び複合型そうざい製造業
- ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
- ウ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- 26 冷凍食品製造業及び複合型冷凍食品製造業
- ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- ウ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
- エ 製品が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。
- 27 漬物製造業
- ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等をする設備を有すること。
- ウ 浅漬を製造する場合にあっては、製品が摂氏10度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵設備を有すること。
- 28 密封包装食品製造業

- ア 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 - イ 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。
 - ウ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。
- 29 食品の小分け業
- ア 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画すること。
 - イ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- 30 添加物製造業
- ア 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 - イ 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等に必要な設備を有すること。添加物製剤を製造する場合にあっては、含有成分を均一にする機械設備を有すること。
 - ウ 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要な設備を有する他の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であって、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りではない。
 - エ 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあっては、添加物の製造に使用する機械器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であって、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が法第13条第1項の基準及び規格に適合する場合は、この限りではない。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

- 1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第3号に規定する食肉販売業、同条第9号に規定する食肉処理業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。
 - イ 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。
 - ウ 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。
 - エ 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあっては、当該生食用食肉が摂氏4度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては、当該生食用食肉が摂氏マイナス15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。
 - オ 生食用食肉を加工する施設にあっては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。
- 2 政令第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第4号に規定する魚介類販売業、同条第16号に規定する水産製品製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠できる容器等を備えること。
 - イ ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。
 - ウ ふぐを凍結する場合にあっては、ふぐを摂氏マイナス18度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第4条関係）

番号	手数料の名称	区分		単位	金額
1	飲食店営業許可申請手数料	下記以外の営業	新規	1件	16,000円
			更新		12,000円
		露店、自動車、仮設その他これらに類する営業			7,200円

		祝祭典等における臨時の営業			2,000円
2	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料			1件	7,200円
3	食肉販売業許可申請手数料		新規	1件	9,600円
			更新		7,200円
4	魚介類販売業許可申請手数料		新規	1件	9,600円
			更新		7,200円
5	魚介類競り売り営業許可申請手数料		新規	1件	21,000円
			更新		15,800円
6	集乳業許可申請手数料		新規	1件	9,600円
			更新		7,200円
7	乳処理業許可申請手数料		新規	1件	21,000円
			更新		15,800円
8	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料		新規	1件	21,000円
			更新		15,800円
9	食肉処理業許可申請手数料		新規	1件	21,000円
			更新		15,800円
		自動車による営業	7,200円		
10	食品の放射線照射業許可申請手数料		新規	1件	21,000円
			更新		15,800円
11	菓子製造業許可申請手数料		新規	1件	14,000円
			更新		10,500円
12	アイスクリーム類製造業許可申請手数料		新規	1件	14,000円
			更新		10,500円
13	乳製品製造業許可申請手数料		新規	1件	21,000円
			更新		15,800円
14	清涼飲料水製造業許可申請手数料		新規	1件	21,000円
			更新		15,800円
15	食肉製品製造業許可申請手数料		新規	1件	21,000円
			更新		15,800円
16	水産製品製造業許可申請手数料		新規	1件	16,000円
			更新		12,000円
17	氷雪製造業許可申請手数料		新規	1件	21,000円
			更新		15,800円
18	液卵製造業許可申請手数料		新規	1件	14,000円
			更新		10,500円
19	食用油脂製造業許可申請手数料		新規	1件	21,000円
			更新		15,800円
20	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料		新規	1件	16,000円
			更新		12,000円

21	酒類製造業許可申請手数料		新規	1 件	16,000円
			更新		12,000円
22	豆腐製造業許可申請手数料		新規	1 件	14,000円
			更新		10,500円
23	納豆製造業許可申請手数料		新規	1 件	14,000円
			更新		10,500円
24	麺類製造業許可申請手数料		新規	1 件	14,000円
			更新		10,500円
25	そうざい製造業許可申請手数料		新規	1 件	21,000円
			更新		15,800円
26	複合型そうざい製造業許可申請手数料		新規	1 件	21,000円
			更新		15,800円
27	冷凍食品製造業許可申請手数料		新規	1 件	21,000円
			更新		15,800円
28	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料		新規	1 件	21,000円
			更新		15,800円
29	漬物製造業許可申請手数料		新規	1 件	14,000円
			更新		10,500円
30	密封包装食品製造業許可申請手数料		新規	1 件	21,000円
			更新		15,800円
31	食品の小分け業許可申請手数料		新規	1 件	14,000円
			更新		10,500円
32	添加物製造業許可申請手数料		新規	1 件	21,000円
			更新		15,800円

別表第5を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の第3条第1項の規定による許可は、施行日から起算して3年間は、なおその効力を有する。
(長崎県食品の安全・安心条例の一部改正)
- 3 長崎県食品の安全・安心条例（平成26年長崎県条例第59号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(出荷の制限) 第15条 生産者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。 (1)及び(2) 略 (3) 食品衛生法第13条に規定する規格基準に適合しない農林水産物である場合	(出荷の制限) 第15条 生産者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。 (1)及び(2) 略 (3) 食品衛生法第11条に規定する規格基準に適合しない農林水産物である場合

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年長崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者の遵守事項)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 法第2条第1項第4号及び第5号の営業を営む風俗営業者は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 営業所において、客に飲酒させないこと（まあじゃん屋及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）<u>第55条第1項</u>の許可に係る営業所において法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者を除く。）。</p> <p>3 略</p>	<p>(風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者の遵守事項)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 法第2条第1項第4号及び第5号の営業を営む風俗営業者は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 営業所において、客に飲酒させないこと（まあじゃん屋及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）<u>第52条第1項</u>の許可に係る営業所において法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者を除く。）。</p> <p>3 略</p>

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第2条に規定する基準は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第5条に規定する基準として、施行日から起算して1年間は、なおその効力を有する。

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第10号

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例（昭和36年長崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(一般公衆浴場の衛生等の措置の基準)</p> <p>第5条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の規定による条例で定める衛生等の措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) おおむね<u>7歳</u>以上の男女を混浴させないこと。</p> <p>(12)～(14) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(一般公衆浴場の衛生等の措置の基準)</p> <p>第5条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の規定による条例で定める衛生等の措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) おおむね<u>10歳</u>以上の男女を混浴させないこと。</p> <p>(12)～(14) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

長崎県薬事審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第11号

長崎県薬事審議会条例の一部を改正する条例

長崎県薬事審議会条例（昭和38年長崎県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(<u>所掌事務</u>)</p> <p>第2条 審議会は、知事の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) <u>薬事従事者の研修その他資質の向上に関すること。</u></p> <p>(2) <u>薬事衛生思想の普及向上に関すること。</u></p> <p>(3) <u>医薬品等の取扱いの適正に関すること。</u></p>	

<p>(4) <u>医薬品等の広告の適正に関すること。</u></p> <p>(5) <u>農薬等毒物又は劇物による危害の防止に関すること。</u></p> <p>(6) <u>医療品等の生産、輸出等の振興助成に関すること。</u></p> <p>(7) <u>医薬品等の円滑な流通に関すること。</u></p> <p>(8) <u>その他薬事に関すること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>(委員及び臨時委員)</p> <p>第4条 委員及び臨時委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、<u>薬事関係業者及び消費者のうちから、知事が任命する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第5条 <u>学識経験のある者、薬事関係業者及び消費者のうちから任命する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(会長)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 会長は、会務を総理し、<u>審議会を代表する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 <u>審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>(幹事)</p> <p>第8条 <u>審議会に幹事を置き、県の職員のうちから、知事が任命する。</u></p> <p>2 幹事は、<u>審議会の所掌事務について委員を補佐する。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 <u>審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第10条 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>(委員及び臨時委員)</p> <p>第3条 委員及び臨時委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者及び<u>薬事関係業者のうちから、必要の都度、知事が任命する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第4条 <u>委員の任期は、前条の規定による任命の日から当該調査審議事項の審議が終了した日までとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 会長は、会務を総理する。</p> <p>3 略</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 <u>審議会は、会長が招集する。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 略</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第12号

長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県薬務関係手数料条例（平成12年長崎県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～29 略						1～29 略					
30	医薬品医療機器等法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査	地域連携薬局認定申請手数料		1件	11,000円						
31	医薬品医療機器等法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	地域連携薬局認定更新申請手数料		1件	11,000円						
32	医薬品医療機器等法第6条の3第1項の	専門医療機関連携薬局認定		1件	11,000円						

	規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査	申請手数料			
33	医薬品医療機器等法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料		1件	11,000円
34	医薬品医療機器等法第11条（同法第38条及び第40条第1項において準用する場合を含む。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第2条の3第1項、第2条の8第1項若しくは第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、地域連携薬局等の認定証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号。次項において「整備政令」という。）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付	薬局開設許可証、地域連携薬局認定証、専門医療機関連携薬局認定証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証、再生医療等製品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証書換え交付手数料	略		
35	医薬品医療機器等法第11条（同法第38条及び第40条第1項において準用する場合を含む。）及び医薬品医療機器等法施行令第2条の4第1項、第2条の9第1項若しくは第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、地域連携薬局等の認定証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の再交付又	薬局開設許可証、地域連携薬局認定証、専門医療機関連携薬局認定証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証、再生医療等製品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証再交付手数料	略		
30	医薬品医療機器等法第11条（同法第38条及び第40条第1項において準用する場合を含む。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第1条の5第1項若しくは第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号。次項において「整備政令」という。）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証、再生医療等製品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証書換え交付手数料	略		
31	医薬品医療機器等法第11条（同法第38条及び第40条第1項において準用する場合を含む。）及び医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項若しくは第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の再交付又は整備政令附則第3条の規定によりなおその効力	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証、再生医療等製品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証再交付手数料	略		

	は整備政令附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる整備政令による改正前の薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付				を有することとされる整備政令による改正前の薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付			
36～56 略			32～52 略					
57	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第13項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	略	53	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第9項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	略			
58及び59 略			54及び55 略					
60	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第7項（同条第13項において準用する場合を含む。）の規定による同法第14条第1項の承認を受けようとするときに受けなければならない書面による調査又は実地の調査	略	56	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による同法第14条第1項の承認を受けようとするときに受けなければならない書面による調査又は実地の調査	略			
61	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第7項の規定による同法第14条第1項の承認の取得後3年を下らない政令で定める期間を経過するごとに受けなければならない書面による調査又は実地の調査	略	57	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第6項の規定による同法第14条第1項の承認の取得後3年を下らない政令で定める期間を経過するごとに受けなければならない書面による調査又は実地の調査	略			
62～77 略			58～73 略					

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、改正後の別表中57の項、60の項及び61の項に係る規定は公布の日から、改正後の別表中30の項及び32の項に係る規定は令和3年6月1日から施行する。

長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第13号

長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第1条 長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第63号。附則において「居宅サービス等基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(勤務体制の確保等)

第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護事業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護事業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2から第36条、第37条から第41条まで及び第48条並びに前節（第52条第1項及び第59条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保)

第108条 略

2 略

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は全ての通所介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者

(準用)

第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条、第37条から第41条まで及び第48条並びに前節（第52条第1項及び第59条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保)

第108条 略

2 略

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第110条 略

2 略

3 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第111条 略

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(地域との連携等)

第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第111条の3 略

(準用)

第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、同項、第28条、第32条の2第2項及び第34条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節(第113条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第107条に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第28条、第32条の2第2項及び第34条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供

(非常災害対策)

第110条 略

2 略

(衛生管理等)

第111条 略

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第111条の2 略

(準用)

第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節(第113条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第107条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が

する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第106条第5項並びに第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護事業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条、第56条、第99条及び第4節(第103条第1項及び第113条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、同項、第28条、第32条の2第2項及び第34条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第144条 略

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(準用)

第146条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条及び第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第143条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者)

第148条 略

2～5 略

6 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

7 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

8 略

9 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが

共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第106条第5項及び第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護事業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条及び第4節(第103条第1項及び第113条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第144条 略

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(準用)

第146条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条及び第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第143条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者)

第148条 略

2～5 略

6 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

7 略

8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが

同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防条例第130条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第151条 略
2及び3 略

4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5～8 略
(準用)

第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第108条、第110条及び第111条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項及び第34条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第179条 略
2及び3 略

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節(第168条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業員(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「運営規程(第164条に規定する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。)」と、同項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152

同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防条例第130条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第151条 略
2及び3 略

4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5～8 略
(準用)

第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条及び第111条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第179条 略
2及び3 略

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節(第168条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第164条に規定する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。)」と「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」

条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第4節(第154条第1項及び第168条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第32条の2第2項及び第34条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項及び第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項及び第34条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第214条 略

2及び3 略

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(勤務体制の確保等)

第233条 略

2及び3 略

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者

とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第4節(第154条第1項及び第168条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項及び第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第214条 略

2及び3 略

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第233条 略

2及び3 略

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者

に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項及び第34条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第248条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第260条 略

2～5 略

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(掲示及び目録の備え付け)

第261条 略

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 略

(準用)

第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条並びに第108条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、同

に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第248条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第260条 略

2～5 略

(掲示及び目録の備え付け)

第261条 略

2 略

(準用)

第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条並びに第108条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは

項及び第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項、第2項及び第4項、第249条、第251条、第252条並びに前節(第253条第1項及び第263条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、同項及び第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第32条の2、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項、第2項及び第4項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、同項及び第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業員」と、第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第254条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与しなければ」とあるのは「販売しなければ」と、同条第3項中「福祉用具貸与」とあるのは「福祉用具販売」と、第258条及び第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

「福祉用具専門相談員」と、第11条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第249条、第251条、第252条並びに前節(第253条第1項及び第263条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「従業員」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第254条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与しなければ」とあるのは「販売しなければ」と、同条第3項中「福祉用具貸与」とあるのは「福祉用具販売」と、第258条及び第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

<p>(電磁的記録等)</p> <p>第276条の2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）及び第224条第1項（第248条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	
---	--

（長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正）

第2条 長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第64号。附則において「介護予防サービス等基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第13章 略</p> <p>第14章 雑則（<u>第266条の2・第267条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（指定介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第55条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第13章 略</p> <p>第14章 雑則（第267条）</p> <p>附則</p> <p>（指定介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第55条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第55条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第55条の3 略

2 略

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(掲示)

第55条の4 略

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(地域との連携等)

第55条の9 略

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第55条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(準用)

第63条 第1節、第4節(第51条の9、第52条第1項及び第57条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者によって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条

(衛生管理等)

第55条の3 略

2 略

(掲示)

第55条の4 略

(地域との連携)

第55条の9 略

(準用)

第63条 第1節、第4節(第51条の9、第52条第1項及び第57条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者によって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条第2項

第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第73条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第75条 第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2の2から第55条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第73条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第85条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで、第69条及び第73条の2の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第83条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第73条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(準用)

第94条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで、第69条及び第73条の2の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第92条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは

中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

(準用)

第75条 第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2から第55条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第73条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」読み替えるものとする。

(準用)

第85条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第83条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第94条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第92条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服

「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第51条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第73条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第121条の2 略

2 略

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第121条の4 略

2 略

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第122条 略

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(準用)

第124条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第55条の2の2、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第121条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(従業者)

第130条 略

2～5 略

6 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所に

薬歴」と、第51条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第121条の2 略

2 略

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第121条の4 略

2 略

(衛生管理等)

第122条 略

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(準用)

第124条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第121条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(従業者)

第130条 略

2～5 略

6 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

あつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

8及び9 略

(衛生管理等)

第140条の2 略

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(準用)

第143条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。)、第121条の2及び第121条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項及び第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第139条」と、第121条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第158条 略

2及び3 略

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。)、第121条の2及び第121条の4、第129条及び第131条並びに第4節(第143条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。))と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第139条」と、同項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項及び第138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介

7及び8 略

(衛生管理等)

第140条の2 略

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第143条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2及び第121条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第158条 略

2及び3 略

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11、第121条の2及び第121条の4、第129条及び第131条並びに第4節(第143条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。))と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項及び第138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

「介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第172条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで (第55条の9第2項を除く。)、第121条の2、第121条の4、第129条並びに第4節(第136条第1項及び第143条を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第55条の2の2第2項及び第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、第121条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第145条中「第129条」とあるのは「第172条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(準用)

第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで (第55条の9第2項を除く。)、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項及び第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第179条」と、第121条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第195条 略

2及び3 略

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確

(準用)

第172条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条並びに第4節(第136条第1項及び第143条を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第55条の4中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第145条中「第129条」とあるのは「第172条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(準用)

第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第179条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第195条 略

2及び3 略

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(勤務体制の確保等)

第214条 略

2及び3 略

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）、第121条の4及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項及び第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第55条」とあるのは「第213条」と読み替えるものとする。

(準用)

第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）、第121条の4、第140条の2、第208条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条及び第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第246条 略

2～5 略

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(掲示及び目録の備付け)

第247条 略

(勤務体制の確保等)

第214条 略

2及び3 略

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条及び第55条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中「第55条」とあるのは「第213条」と読み替えるものとする。

(準用)

第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4、第140条の2、第208条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第246条 略

2～5 略

(掲示及び目録の備付け)

第247条 略

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをもつても関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 略

(準用)

第249条 第51条の2から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の5から第55条の11まで並びに第121条の2第1項、第2項及び第4項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第243条」と、同項及び第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第52条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第254条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の5から第55条の11まで並びに第121条の2第1項、第2項及び第4項並びに第1節、第2節(第239条を除く。)、第3節、第4節(第242条第1項及び第249条を除く。))及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第254条において準用する第243条」と、同項及び第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第263条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第121条の2第1項、第2項及び第4項、第243条から第245条まで並びに第247条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第51条の2

2 略

(準用)

第249条 第51条の2から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の11まで並びに第121条の2第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第243条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第52条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第254条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の11まで並びに第121条の2第1項及び第2項並びに第1節、第2節(第239条を除く。)、第3節、第4節(第242条第1項及び第249条を除く。))及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第254条において準用する第243条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第263条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第121条の2第1項及び第2項、第243条から第245条まで並びに第247条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるの

1 項中「第55条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と、同項及び第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第244条及び第245条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第247条中「第243条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第266条の2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第51条の5第1項（第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）及び第210条第1項（第235条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

は「第263条において準用する第243条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第244条及び第245条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第247条中「第243条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

(長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第60号。附則において「養護老人ホーム基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(基本方針) 第3条 略 2及び3 略 <u>4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> (非常災害対策) 第9条 略 2 略	(基本方針) 第3条 略 2及び3 略 (非常災害対策) 第9条 略 2 略

<p>3 <u>養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> (施設長の責務)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 養護老人ホームの施設長は、職員に第8条から第10条まで、第15条から前条まで及び次条から第30条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該養護老人ホームは、<u>全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等)</p> <p>第24条の2 <u>養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (虐待の防止)</p> <p>第30条の2 <u>養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</u> (電磁的記録等)</p> <p>第30条の3 <u>養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>	<p>(施設長の責務)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 養護老人ホームの施設長は、職員に第8条から第10条まで、第15条から前条まで及び次条から第30条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
--	---

(長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第65号。附則において「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 雑則（<u>第56条の2・第57条</u>）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 雑則（<u>第57条</u>）</p>

附則
(基本方針)
第4条 略
2及び3 略
4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
(従業者)
第5条 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。
(1)～(3) 略
(4) 栄養士又は管理栄養士
(5)及び(6) 略
2 略
(施設サービス計画の作成)
第17条 略
2～5 略
6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」)という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」)という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
7～12 略
(栄養管理)
第22条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。
(口腔衛生の管理)
第22条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
(勤務体制の確保等)
第31条 略
2 略
3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な

附則
(基本方針)
第4条 略
2及び3 略
(従業者)
第5条 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。
(1)～(3) 略
(4) 栄養士
(5)及び(6) 略
2 略
(施設サービス計画の作成)
第17条 略
2～5 略
6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
7～12 略
(勤務体制の確保等)
第31条 略
2 略
3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

<p>研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職務において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第31条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(掲示)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第42条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第46条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第54条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 略</p> <p>(掲示)</p> <p>第36条 略</p> <p>(基本方針)</p> <p>第46条 略</p> <p>2 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第54条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
---	--

社施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第56条 第7条から第13条まで、第15条、第17条、第20条、第22条から第29条まで、第31条の2及び第33条から第44条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第53条に規定する重要事項に関する規程」と、第28条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第29条中「第17条」とあるのは「第56条において準用する第17条」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第56条の2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(第56条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(第56条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定されるものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承認その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法、その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(準用)

第56条 第7条から第13条まで、第15条、第17条、第20条、第22条から第29条まで及び第33条から第44条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第53条に規定する重要事項に関する規程」と、第28条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第29条中「第17条」とあるのは「第56条において準用する第17条」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第66号。附則において「介護老人保健施設基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第5章 略 第6章 雑則(第54条の2・第55条) 附則 (基本方針) 第3条 略 2及び3 略 4 <u>介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> 5 <u>介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (従業者)</p>	<p>目次 第1章～第5章 略 第6章 雑則(第55条) 附則 (基本方針) 第3条 略 2及び3 略 (従業者)</p>

第4条 介護老人保健施設には、医師のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1)～(4) 略
- (5) 栄養士又は管理栄養士
- (6)及び(7) 略

2 略

(施設サービス計画の作成)

第17条 略

2～5 略

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 略

(栄養管理)

第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第30条 略

2 略

3 介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護老人保健施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第4条 介護老人保健施設には、医師のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1)～(4) 略
- (5) 栄養士
- (6)及び(7) 略

2 略

(施設サービス計画の作成)

第17条 略

2～5 略

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 略

(勤務体制の確保等)

第30条 略

2 略

3 介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)
 第32条 略
 2 略
 3 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
 (掲示)
 第35条 略
 2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
 (虐待の防止)
 第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。
 (基本方針)
 第44条 略
 2 略
 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
 4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
 (施設及び構造設備)
 第45条 略
 2及び3 略
 4 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 5 略
 (勤務体制の確保等)
 第52条 略
 2及び3 略
 4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
 5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
 (準用)
 第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条の3まで、第23条、第25条から第28条まで、第30条の2及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に

(非常災害対策)
 第32条 略
 2 略
 (掲示)
 第35条 略
 (基本方針)
 第44条 略
 2 略
 (施設及び構造設備)
 第45条 略
 2及び3 略
 4 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 5 略
 (勤務体制の確保等)
 第52条 略
 2及び3 略
 4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
 (準用)
 第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項

規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第54条の2 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(第54条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(第54条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第67号。

附則において「指定介護療養型医療施設基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第5章 略 第6章 雑則(第55条の2・第56条) 附則 (基本方針) 第3条 略 2及び3 略 4 <u>指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> 5 <u>指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (従業者) 第4条 指定介護療養型医療施設(療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。))を有する病院であるものに限る。)には、次に掲げる従業者を置かなければならない。 (1) 医師及び薬剤師 (2)～(4) 略 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (6) 略 2 略</p>	<p>目次 第1章～第5章 略 第6章 雑則(第56条) 附則 (基本方針) 第3条 略 2及び3 略 (従業者) 第4条 指定介護療養型医療施設(療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。))を有する病院であるものに限る。)には、次に掲げる従業者を置かなければならない。 (1) 医師、<u>薬剤師及び栄養士</u> (2)～(4) 略 (5) 略 2 略</p>

3 指定介護療養型医療施設（介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師及び薬剤師
- (2)～(5) 略
- (6) 栄養士又は管理栄養士
- (7) 略

4 略
（施設サービス計画の作成）

第18条 略

2～5 略

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 略

（栄養管理）

第20条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第20条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

（勤務体制の確保等）

第29条 略

2 略

3 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護療養型医療施設（介護保険法施行令（平成10年政令第402号。以下「令」という。）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師、薬剤師及び栄養士
- (2)～(5) 略

(6) 略

4 略
（施設サービス計画の作成）

第18条 略

2～5 略

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 略

（勤務体制の確保等）

第29条 略

2 略

3 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
(非常災害対策)

第31条 略

2 略

3 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
(掲示)

第34条 略

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
(虐待の防止)

第39条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。
(基本方針)

第43条 略

2 略

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
(勤務体制の確保等)

第53条 略

2及び3 略

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
(準用)

第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条の3まで、第24条から第27条まで、第29条の2及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第27条中「第18条」とあるのは「第55条において準用する第18条」と読み替えるものとする。

(非常災害対策)

第31条 略

2 略

(掲示)

第34条 略

(基本方針)

第43条 略

2 略

(勤務体制の確保等)

第53条 略

2及び3 略

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条まで、第24条から第27条まで及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第27条中「第18条」とあるのは「第55条において準用する第18条」と読み替えるものとする。

<p>第6章 雑則 (電磁的記録等)</p> <p>第55条の2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第55条において準用する場合を含む。)及び第14条第1項(第55条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾、その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>	<p>第6章 雑則</p>
--	---------------

(長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第61号。附則において「特別養護老人ホーム基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 基本的方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第3条—第33条の2)</p> <p>第3章～第5章 略</p> <p>第6章 雑則(第54条の2・第55条)</p> <p>附則 (基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> (職員の専従)</p> <p>第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> (施設長の責務)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第33条の2まで</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 基本的方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第3条—第33条)</p> <p>第3章～第5章 略</p> <p>第6章 雑則(第55条)</p> <p>附則 (基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(職員の専従)</p> <p>第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>規則で定める場合の介護職員及び第42条第2項の規定に基づき配置される看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)</u>を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第33条までの規</p>

の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第26条 略

2 略

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第26条の2 特別養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待の防止)

第33条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第35条 略

2 略

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(勤務体制の確保等)

第42条 略

2及び3 略

定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第26条 略

2 略

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第35条 略

2 略

(勤務体制の確保等)

第42条 略

2及び3 略

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第44条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第25条まで、第26条の2及び第28条から第33条の2までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第25条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第33条の2まで」とあるのは「第36条及び第38条から第43条まで並びに第44条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第23条まで、第26条の2及び第28条から第33条の2まで」と読み替えるものとする。

（職員）

第47条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

(1)～(7) 略

2 略

（地域との連携等）

第49条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等という。」）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 略

（準用）

第50条 第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第31条まで、第33条及び第33条の2の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第25条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第33条の2まで」とあるのは「第48条及び第49条並びに第50条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第23条まで、第26条から第31条まで、第33条及び第33条の2」

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（準用）

第44条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第25条まで及び第28条から第33条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第25条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第33条まで」とあるのは「第36条及び第38条から第43条まで並びに第44条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第23条まで及び第28条から第33条まで」と読み替えるものとする。

（職員）

第47条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1)～(7) 略

2 略

（地域との連携等）

第49条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 略

（準用）

第50条 第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第31条まで及び第33条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第25条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第33条まで」とあるのは「第48条及び第49条並びに第50条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第23条まで、第26条から第31条まで及び第33条」と読み替えるものとする。

と読み替えるものとする。

(準用)

第54条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第25条まで、第26条の2、第28条から第31条まで、第33条、第33条の2、第35条、第36条、第38条、第40条から第43条まで及び第49条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第25条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第33条の2まで」とあるのは「第53条並びに第54条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第23条まで、第26条の2、第28条から第31条まで、第33条、第33条の2、第36条、第38条、第40条から第43条まで及び第49条」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第54条の2 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(準用)

第54条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第25条まで、第28条から第31条まで、第33条、第35条、第36条、第38条、第40条から第43条まで及び第49条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第25条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第33条まで」とあるのは「第53条並びに第54条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第23条まで、第28条から第31条まで、第33条、第36条、第38条、第40条から第43条まで及び第49条」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第62号。附則において「軽費老人ホーム基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 設備及び運営に関する基準(第4条—<u>第34条の2</u>)</p> <p>第4章 雑則 (第34条の3・第35条)</p> <p>附則</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(施設長の責務)</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 設備及び運営に関する基準 (第4条—<u>第34条</u>)</p> <p>第4章 雑則 (第35条)</p> <p>附則</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>(施設長の責務)</p>

第23条 略

2 軽費老人ホームの施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
(勤務体制の確保等)

第25条 略

2 略

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 軽費老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(掲示)

第29条 略

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第34条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第34条の3 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識するこ

第23条 略

2 軽費老人ホームの施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
(勤務体制の確保等)

第25条 略

2 略

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(掲示)

第29条 略

<p>とができない方法をいう。) によることができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (経過的軽費老人ホーム)</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する軽費老人ホームA型(次項から附則第18項までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)に該当するものとして知事が指定するものについては、第2条から第34条の2までの規定にかかわらず、次項から附則第18項までに定めるところによる。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>7～17 略 (準用)</p> <p>18 第4条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条及び第25条から第34条の2までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第23条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条の2まで」とあるのは「附則第14項から附則第17項まで並びに附則第18項において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第21条まで及び第25条から第34条の2まで」と読み替えるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (経過的軽費老人ホーム)</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する軽費老人ホームA型(次項から附則第17項までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)に該当するものとして知事が指定するものについては、第2条から第34条までの規定にかかわらず、次項から附則第17項までに定めるところによる。</p> <p>3～5 略</p> <p>6～16 略 (準用)</p> <p>17 第4条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条及び第25条から第34条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第23条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条まで」とあるのは「附則第13項から附則第16項まで並びに附則第17項において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第21条まで及び第25条から第34条まで」と読み替えるものとする。</p>
--	--

(長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年長崎県条例第18号。附則において「介護医療院基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 雑則(第54条の2・第55条)</p> <p>附則 (基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (従業者)</p> <p>第4条 介護医療院には、医師のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (6)～(8) 略</p> <p>2 略 (施設サービス計画の作成)</p> <p>第17条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレ</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 雑則(第55条)</p> <p>附則 (基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(従業者)</p> <p>第4条 介護医療院には、医師のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士 (6)～(8) 略</p> <p>2 略 (施設サービス計画の作成)</p> <p>第17条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。第11項において同じ。)の開催、担当者に対</p>

び電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。第11項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 略

(栄養管理)

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第30条 略

2 略

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護医療院は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第32条 略

2 略

3 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(掲示)

第35条 略

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 略

(勤務体制の確保等)

第30条 略

2 略

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第32条 略

2 略

(掲示)

第35条 略

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(基本方針)

第44条 略

2 略

3 ユニット型介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第52条 略

2及び3 略

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条の3まで、第23条、第25条から第28条まで、第30条の2及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第54条の2 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(基本方針)

第44条 略

2 略

(勤務体制の確保等)

第52条 略

2及び3 略

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の居宅サービス等基準条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第4条第3項及び第40条の2（新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の介護予防サービス等基準条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第4条第3項及び第55条の10の2（新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の養護老人ホーム基準条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第4項及び第30条、第4条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設基準条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第4条第4項、第42条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。）及び第46条第3項、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設基準条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第3条第4項、第40条の2（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項、第6条の規定による改正後の指定介護療養型医療施設基準条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2（新指定介護療養型医療施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）及び第43条第3項、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホーム基準条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第5項（新特別養護老人ホーム基準条例第50条において準用する場合を含む。）、第33条の2（新特別養護老人ホーム基準条例第44条、第50条及び第54条において準用する場合を含む。）及び第35条第3項（新特別養護老人ホーム基準条例第54条において準用する場合を含む。）、第8条の規定による改正後の軽費老人ホーム基準条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第3条第4項、第34条の2（附則第18項において準用する場合を含む。）及び附則第6項並びに第9条の規定による改正後の介護医療院基準条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第3条第4項、第40条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第32条の2（新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第55条の2の2（新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第24条の2、新指定介護老人福祉施設基準条例第31条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第30条の2（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第29条の2（新指定介護療養型医療施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準条例第26条の2（新特別養護老人ホーム基準条例第44条、第50条及び第54条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第25条の2（附則第18項において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第30条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第33条第3項（新居宅サービス等基準条

例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条及び第276条において準用する場合を含む。)、第111条第2項(新居宅サービス等基準条例第115条、第135条、第168条(新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第237条及び第248条において準用する場合を含む。)、第144条第2項(新居宅サービス等基準条例第204条(新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第260条第6項(新居宅サービス等基準条例第265条において準用する場合を含む。))並びに新介護予防サービス等基準条例第55条の3第3項(新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条及び第263条において準用する場合を含む。)、第122条第2項(新介護予防サービス等基準条例第182条(新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第140条の2第2項(新介護予防サービス等基準条例第160条、第165条の3、第172条、第218条及び第235条において準用する場合を含む。))及び第246条第6項(新介護予防サービス等基準条例第254条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第57条の2第3項(新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。)、第108条第3項(新居宅サービス等基準条例第115条、第135条、第146条、第168条、第181条の3、第188条及び第204条において準用する場合を含む。)、第179条第4項、第214条第4項及び第233条第4項(新居宅サービス等基準条例第248条において準用する場合を含む。)、新介護予防サービス等基準条例第55条の2第3項(新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。)、第121条の2第3項(新介護予防サービス等基準条例第143条、第165条の3、第172条及び第182条において準用する場合を含む。)、第158条第4項、第195条第4項及び第214条第4項(新介護予防サービス等基準条例第235条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第24条第3項、新指定介護老人福祉施設基準条例第31条第3項及び第54条第4項、新介護老人保健施設基準条例第30条第3項及び第52条第4項、新指定介護療養型医療施設基準条例第29条第3項及び第53条第4項、新特別養護老人ホーム基準条例第26条第3項(新特別養護老人ホーム基準条例第50条において準用する場合を含む。))及び第42条第4項(新特別養護老人ホーム基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第25条第3項(附則第18項において準用する場合を含む。))並びに新介護医療院基準条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第22条の2(新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第20条の2(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第20条の2(新指定介護療養型医療施設基準条例第55条において準用する場合を含む。))及び新介護医療院基準条例第20条の2(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第22条の3(新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第20条の3(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第20条の3(新指定介護療養型医療施設基準条例第55条において準用する場合を含む。))及び新介護医療院基準条例第20条の3(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第14号

長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例(長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例

第70号。附則において「指定障害福祉サービス基準条例」という。)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第36条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第34条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</p> <p>3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的の実施すること。</p> <p>(掲示)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規</p>	<p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する運営規程(第36条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第34条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 略</p> <p>(掲示)</p> <p>第36条 略</p>

定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待の防止)

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

第44条 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第1項において準用する第22条第2項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する第36条第1項」と、第33条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第10条から第32条まで及び第34条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第2項において準用する第22条第2項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する第36条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第44条 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第1項において準用する第22条第2項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第44条第1項において準用する第36条」と、第33条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第10条から第32条まで及び第34条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第2項において準用する第22条第2項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第44条第2項において準用する第36条」と読み替えるものとする。

(運営に関する基準)

第49条 第5条第1項及び第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する第36条第1項」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで、第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第44条を除く。)及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条第1項」と、第48条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるものとする。

(療養介護計画の作成等)

第60条 略

2～4 略

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

(運営規程)

第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する運営規程(第75条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(勤務体制の確保等)

第70条 略

2及び3 略

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第72条 略

2 略

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(運営に関する基準)

第49条 第5条第1項及び第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第1項において準用する第36条」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで、第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条」と、第48条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるものとする。

(療養介護計画の作成等)

第60条 略

2～4 略

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

(運営規程)

第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する運営規程(第75条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(勤務体制の確保等)

第70条 略

2及び3 略

(非常災害対策)

第72条 略

2 略

(衛生管理等)
 第73条 略
 2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
 (掲示)
 第75条 略
 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
 第76条 削除

 (預り金管理)
 第80条 指定療養介護事業者は、利用者について預り金の管理を行う場合は、預り金の管理に関する手引書を作成しなければならない。
 (準用)
 第81条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第34条の2、第36条の2から第38条(第2項を除く。)まで及び第39条から第41条の2までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものとする。
 (職場への定着のための支援等の実施)
 第90条の2 略
 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第197条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第197条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。
 (運営規程)
 第94条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する運営規程(第97条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 (衛生管理等)
 第95条 略

(衛生管理等)
 第73条 略
 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

 (掲示)
 第75条 略

 (身体拘束等の禁止)
 第76条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
 2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
 (預り金管理)
 第80条 療養介護事業者は、利用者について預り金の管理を行う場合は、預り金の管理に関する手引書を作成しなければならない。
 (準用)
 第81条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第37条、第38条第1項及び第39条から第41条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものとする。
 (職場への定着のための支援の実施)
 第90条の2 略

 (運営規程)
 第94条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する運営規程(第97条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 (衛生管理等)
 第95条 略

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第97条 略

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(準用)

第98条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条及び第78条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第94条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第87条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第87条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第98条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第98条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第98条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第78条、第82条、第84条及び前節(第98条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

(準用)

第114条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第34条の2、第36条の2から第43条まで、第62条、第68条、第70条、第72条、第77条、第92条及び第95条から第97条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第111条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第108条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第108条第2項」と、第97条第1項中「前条」とあるのは「第114条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第114条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第34条の2、第36条の2から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第92条、第95条から第97条まで、第102条及び前節(第113条及び第114条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(準用)

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(揭示)

第97条 略

(準用)

第98条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで及び第76条から第78条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第94条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第87条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第87条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第98条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第98条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第98条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条から第78条まで、第82条、第84条及び前節(第98条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

(準用)

第114条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第62条、第68条、第70条、第72条、第76条、第77条、第92条及び第95条から第97条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第111条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第108条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第108条第2項」と、第97条中「前条」とあるのは「第114条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第114条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第92条、第95条から第97条まで、第102条及び前節(第113条及び第114条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(準用)

第127条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第34条（第1項及び第2項を除く。）から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第126条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第127条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第127条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

（準用）

第152条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第78条及び第90条の2から第97条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第152条において準用する第94条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第149条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第149条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第152条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第152条において準用する前条」と、第94条中「第97条第1項」とあるのは「第152条において準用する第97条第1項」と、第97条第1項中「前条」とあるのは「第152条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第152条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第78条、第84条、第90条の2から第97条まで、第145条及び前節（第152条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

（準用）

第162条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第90条の2から第97条まで、第150条及び第151条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第162条において準用する第94条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第160条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第160条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第162条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第162条において準用する前条」と、第94条中「第97条第1項」とあるのは「第162条において準用する第97条第1項」と、第97条第1項中「前条」とあるのは「第162条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第162条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第84条、第90条の2から第97条まで、第150条、第151条、第155条及び前節（第162条を除く。）の規定は、

第127条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第35条から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第126条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第127条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第127条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

（準用）

第152条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条から第78条まで及び第90条の2から第97条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第152条において準用する第94条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第149条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第149条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第152条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第152条において準用する前条」と、第94条中「第97条」とあるのは「第152条において準用する第97条」と、第97条中「前条」とあるのは「第152条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第152条の4 第9条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条から第78条まで、第84条、第90条の2から第97条まで、第145条及び前節（第152条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

（準用）

第162条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第90条の2から第97条まで、第150条及び第151条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第162条において準用する第94条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第160条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第160条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第162条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第162条において準用する前条」と、第94条中「第97条」とあるのは「第162条において準用する第97条」と、第97条中「前条」とあるのは「第162条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第162条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第84条、第90条の2から第97条まで、第150条、第151条、第155条及び前節（第162条を除く。）の規定は、共生型自

共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。
（職場への定着のための支援等の実施）

第173条 略

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第197条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第197条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

（準用）

第175条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第78条、第89条、第90条、第91条から第97条まで、第149条、第150条及び第160条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第175条において準用する第94条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第175条において準用する第149条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第175条において準用する第149条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第175条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第175条において準用する前条」と、第94条中「第97条第1項」とあるのは「第175条において準用する第97条第1項」と、第97条第1項中「前条」とあるのは「第175条において準用する前条」と、第160条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えて適用される基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第186条 略

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第197条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第197条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第187条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（準用）

第188条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第78条、第91条から第97条まで、第149条、第150条及び第174条の規定は、指定就労継続支援A型の事業に

立訓練（生活訓練）の事業について準用する。
（職場への定着のための支援の実施）

第173条 略

（準用）

第175条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条から第78条まで、第89条、第90条、第91条から第97条まで、第149条、第150条及び第160条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第175条において準用する第94条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第175条において準用する第149条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第175条において準用する第149条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第175条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第175条において準用する前条」と、第94条中「第97条」とあるのは「第175条において準用する第97条」と、第97条中「前条」とあるのは「第175条において準用する前条」と、第160条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えて適用される基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第186条 略

（準用）

第188条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条から第78条まで、第91条から第97条まで、第149条、第150条及び第174条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第197条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第197条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第197条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第197条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第197条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第197条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第197条の6、第197条の10及び第197条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第197条の20において準用する第197条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第197条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第203条 略

2～5 略

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第204条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第78条、第93条、第95条、第97条及び第160条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第202条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第97条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第203条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第160条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けて

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第197条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第197条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第197条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第197条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第197条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第197条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第197条の6、第197条の10及び第197条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第197条の20において準用する第197条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第197条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第203条 略

2～5 略

(準用)

第204条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条から第78条まで、第93条、第95条、第97条及び第160条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第202条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第97条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第203条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第160条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替え

いる者に限る。）」と読み替えるものとする。

(準用)

第204条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第78条、第93条、第95条、第97条、第160条の2、第201条の2から第201条の6まで及び第202条の3から第203条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第204条の11において準用する第202条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第204条の11において準用する第201条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第204条の11において準用する第201条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第97条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第204条の11において準用する第203条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第160条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第204条の21 略

2～4 略

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第204条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第78条、第93条、第95条、第97条、第160条の2、第201条の2から第201条の6まで、第202条、第202条の2及び第203条の2から第203条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第204条の22において準用する第201条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第204条の22において準用する第201条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第97条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第204条の22において準用する第203条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第160条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型

るものとする。

(準用)

第204条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条から第78条まで、第93条、第95条、第97条、第160条の2、第201条の2から第201条の6まで及び第202条の3から第203条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第204条の11において準用する第202条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第204条の11において準用する第201条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第204条の11において準用する第201条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第97条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第204条の11において準用する第203条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第160条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第204条の21 略

2～4 略

(準用)

第204条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条から第78条まで、第93条、第95条、第97条、第160条の2、第201条の2から第201条の6まで、第202条、第202条の2及び第203条の2から第203条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第204条の22において準用する第201条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第204条の22において準用する第201条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第97条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第204条の22において準用する第203条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第160条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受

指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第202条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第213条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第78条、第86条、第91条から第93条まで、第94条及び第95条から第97条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第213条第1項において準用する第94条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第213条第2項において準用する第87条第2項及び第3項、第213条第3項及び第5項において準用する第149条第2項及び第3項並びに第213条第4項において準用する第160条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第213条第2項において準用する第87条第2項、第213条第3項及び第5項において準用する第149条第2項並びに第213条第4項において準用する第160条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第213条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあつては、3月)」と、第61条中「前条」とあるのは「第213条第1項において準用する前条」と、第97条第1項中「前条」とあるのは「第213条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第82条、第87条(第1項を除く。)、第88条(第5項を除く。)、第89条及び第90条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第82条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第87条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第88条第6項及び第91条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第145条、第149条(第1項を除く。)、第150条(第3項を除く。))及び第151条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第145条中「自立訓練(機能訓練)(施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以

ていて準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第213条第1項において準用する第94条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第213条第2項において準用する第87条第2項及び第3項、第213条第3項及び第5項において準用する第149条第2項及び第3項並びに第213条第4項において準用する第160条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第213条第2項において準用する第87条第2項、第213条第3項及び第5項において準用する第149条第2項並びに第213条第4項において準用する第160条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第213条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあつては、3月)」と、第61条中「前条」とあるのは「第213条第1項において準用する前条」と、第97条中「前条」とあるのは「第213条第2項から第5項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第213条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、第78条、第86条、第94条及び第97条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第213条第1項において準用する第94条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第213条第2項において準用する第87条第2項及び第3項、第213条第3項及び第5項において準用する第149条第2項及び第3項並びに第213条第4項において準用する第160条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第213条第2項において準用する第87条第2項、第213条第3項及び第5項において準用する第149条第2項並びに第213条第4項において準用する第160条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第213条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあつては、3月)」と、第61条中「前条」とあるのは「第213条第1項において準用する前条」と、第97条中「前条」とあるのは「第213条第2項から第5項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第62条、第76条、第77条、第82条、第87条(第1項を除く。)、第88条(第5項を除く。)、第89条から第93条まで、第95条及び第96条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第76条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第82条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第87条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第88条第6項及び第91条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第95条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第62条、第76条、第77条、第91条から第93条まで、第95条、第96条、第145条、第149条(第1項を除く。)、第150条(第3項を除く。))及び第151条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第76条第1項中「指定療養介護」とあ

下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と、第149条中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と、第150条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第150条(第3項を除く。)、第151条第2項、第155条及び第160条(第1項及び第4項を除く。)の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第150条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第155条中「自立訓練(生活訓練)(施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)」に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。))とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第160条中「指定自立訓練(生活訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と読み替えるものとする。

5 第89条、第149条(第1項を除く。)、第150条(第3項を除く。)、第184条から第186条まで、第189条及び第192条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第149条中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第150条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第184条第1項中「第188条」とあるのは「第213条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第189条中「規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型(以下「就労継続支援B型」という。))に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型」という。))とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

附 則

1 略

(経過措置)

2 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、令和7年3月31日までの間、第201条第1項(第204条の16において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする

るのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と、第91条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第95条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第145条中「自立訓練(機能訓練)(施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)」に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。))とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と、第149条中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と、第150条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第62条、第76条、第77条、第91条から第93条まで、第95条、第96条、第150条(第3項を除く。)、第151条第2項、第155条及び第160条(第1項及び第4項を除く。)の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第76条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第91条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第95条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第150条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第155条中「自立訓練(生活訓練)(施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)」に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。))とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第160条中「指定自立訓練(生活訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と読み替えるものとする。

5 第62条、第76条、第77条、第89条、第91条から第93条まで、第95条、第96条、第149条(第1項を除く。)、第150条(第3項を除く。)、第184条から第186条まで、第189条及び第192条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第76条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第91条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第95条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第149条中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第150条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第184条第1項中「第188条」とあるのは「第213条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第189条中「規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型(以下「就労継続支援B型」という。))に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型」という。))とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

附 則

1 略

(経過措置)

2 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成37年3月31日までの間、第201条第1項(第204条の16において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする

<p>指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第202条第3項及び第204条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>8 第202条第3項及び第204条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>9～10 略</p>	<p>指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第202条第3項及び第204条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>平成33年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>8 第202条第3項及び第204条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>平成33年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>9～10 略</p>
--	--

（長崎県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 長崎県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第71号。附則において「指定障害者支援施設基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならない</u>。</p> <p style="text-align: center;">(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第25条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器</u>（以下「<u>テレビ電話装置等</u>」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">(指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じるよう努めなければならない</u>。</p> <p style="text-align: center;">(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第25条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(職場への定着のための支援の実施)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 略</p>

<p>3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第70号）第197条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第197条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。</p>	
<p>4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</p>	
<p>（運営規程） 第44条 指定障害者支援施設は、施設の運営についての規則で定める重要事項に関する運営規程（第50条第1項において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。（勤務体制の確保等）</p>	<p>（運営規程） 第44条 指定障害者支援施設は、施設の運営についての規則で定める重要事項に関する運営規程（第50条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。（勤務体制の確保等）</p>
<p>第45条 略 2及び3 略</p>	<p>第45条 略 2及び3 略</p>
<p>4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （業務継続計画の策定等）</p>	
<p>第45条の2 指定障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>	
<p>3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 （非常災害対策）</p>	<p>（非常災害対策）</p>
<p>第47条 略 2 略</p>	<p>第47条 略 2 略</p>
<p>3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 （衛生管理等）</p>	<p>（衛生管理等）</p>
<p>第48条 略 2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感</p>	<p>第48条 略 2 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p>

<p><u>染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施すること。</p> <p>(揭示)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 <u>指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的</u>に実施すること。</p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第57条の2 <u>指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) <u>当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的</u>に実施すること。</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>(揭示)</p> <p>第50条 略</p> <p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 略</p>
---	--

(長崎県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 長崎県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第72号。附則において「障害福祉サービス基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機</p>	<p>(障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介</p>

器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略
（勤務体制の確保等）

第25条 略
2及び3 略

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
（業務継続計画の策定等）

第25条の2 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
（衛生管理等）

第27条 略

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
（身体拘束等の禁止）

第28条 略

2 略

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
（虐待の防止）

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略
（勤務体制の確保等）

第25条 略
2及び3 略

（衛生管理等）

第27条 略

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第28条 略

2 略

(2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(職場への定着のための支援等の実施)

第46条の2 略

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第70号）第197条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第197条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

(衛生管理等)

第50条 略

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(準用)

第52条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第52条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第52条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第57条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第36条から第40条まで、第42条、第43条及び第46条の2から第51条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第57条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第57条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第62条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第36条から第38条まで、第42条、第43条、第46条の2から第51条まで、第55条及び第56条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第62条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3

(職場への定着のための支援の実施)

第46条の2 略

(衛生管理等)

第50条 略

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(準用)

第52条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第52条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第52条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第57条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第36条から第40条まで、第42条、第43条及び第46条の2から第51条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第57条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第57条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第62条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第36条から第38条まで、第42条、第43条、第46条の2から第51条まで、第55条及び第56条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第62条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3

「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第62条において準用する前条」と、第42条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第69条 略

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

（準用）

第71条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第45条、第46条、第47条から第51条まで及び第55条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第71条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第71条において準用する前条」と、第39条ただし書及び第42条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第73条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第84条 略

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（準用）

第86条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第36条、第38条、第43条、第47条から第51条まで及び第55条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第86条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第86条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第89条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第36条、第38条、第39条、第43条、第45条、第47条から第51条まで、第55条、第73条、第75条から第77条まで及び第82条から第84条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第89条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第89条において準用する前条」と、第82条第1項中「第86条」とあるのは「第89

月」と、第18条中「前条」とあるのは「第62条において準用する前条」と、第42条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援の実施）

第69条 略

（準用）

第71条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第45条、第46条、第47条から第51条まで及び第55条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第71条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第71条において準用する前条」と、第39条ただし書及び第42条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第84条 略

（準用）

第86条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第36条、第38条、第43条、第47条から第51条まで及び第55条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第86条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第86条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第89条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第36条、第38条、第39条、第43条、第45条、第47条から第51条まで、第55条、第73条、第75条から第77条まで及び第82条から第84条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第89条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第89条において準用する前条」と、第82条第1項中「第86条」とあるのは「第89条」と、

条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(長崎県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 長崎県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第74号。附則において「地域活動支援センター基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、<u>地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> (勤務体制の確保等)</p> <p>第11条の2 センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、<u>職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 センターは、当該センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、<u>利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。</u></p> <p>3 センターは、職員の資質の向上のために、<u>その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p>4 センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、<u>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等)</p> <p>第15条の2 センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、<u>当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 センターは、職員に対し、<u>業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 センターは、<u>定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> (衛生管理等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 センターは、当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>当該センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第19条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。</u> (非常災害対策)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 センターは、当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p>

<p>(3) <u>当該センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施すること。</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p>第19条の2 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>当該センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u>に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) <u>当該センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的</u>に実施すること。</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる措置を適切</u>に実施するための担当者を置くこと。</p>	
---	--

(長崎県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 長崎県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第75号。附則において「福祉ホーム基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第11条の2 <u>福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。</u></p> <p>3 <u>福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p>4 <u>福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第13条の2 <u>福祉ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u>に実施しなければならない。</p> <p>3 <u>福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p>

<p>(衛生管理等) 第14条 略</p> <p>2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第17条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(虐待の防止) 第17条の2 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>(衛生管理等) 第14条 略</p> <p>2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p>
--	---

(長崎県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 長崎県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第73号。附則において「障害者支援施設基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(障害者支援施設の一般原則) 第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(非常災害対策) 第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等) 第19条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</u>）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6～10 略</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p>	<p>(障害者支援施設の一般原則) 第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。</u></p> <p>(非常災害対策) 第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等) 第19条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6～10 略</p> <p>(職場への定着のための支援の実施)</p>

第28条 略

2 略

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第70号）第197条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第197条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（勤務体制の確保等）

第37条 略

2及び3 略

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第37条の2 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第39条 略

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

（身体拘束等の禁止）

第41条 略

2 略

3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

第28条 略

2 略

（勤務体制の確保等）

第37条 略

2及び3 略

（衛生管理等）

第39条 略

2 障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第41条 略

2 略

<p>(1) <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u> <u>（虐待の防止）</u></p> <p>第45条の2 <u>障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	
--	--

（長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第7条 長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号。附則において「指定通所支援基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>（従業者）</p> <p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。</p> <p>(1) 児童指導員（長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号）第27条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は<u>保育士</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、<u>日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である</u></p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じよう努めなければならない。</u></p> <p>（従業者）</p> <p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。</p> <p>(1) 児童指導員（長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号）第27条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、<u>保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において<u>日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。</u></p>

障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第74条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第74条において同じ。）を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第74条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第74条において同じ。）を行う場合

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 略
- (2) 看護職員

(3)～(5) 略

4 略

第7条 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 略
- (2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）

(3)～(5) 略

4 略

第7条 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1)及び(2) 略

5 略
(児童発達支援計画の作成等)

第28条 略

2～4 略

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6～10 略
(運営規程)

第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する運営規程（第44条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
(勤務体制の確保等)

第39条 略

2 及び 3 略

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
(業務継続計画の策定等)

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
(非常災害対策)

第41条 略

2 略

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
(衛生管理等)

第42条 略

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員

(1)及び(2) 略

4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1)及び(2) 略

5 略
(児童発達支援計画の作成等)

第28条 略

2～4 略

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6～10 略
(運営規程)

第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する運営規程（第44条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
(勤務体制の確保等)

第39条 略

2 及び 3 略

(非常災害対策)

第41条 略

2 略

(衛生管理等)

第42条 略

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(揭示)

第44条 略

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業者に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 略

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待等の禁止)

第46条 略

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携等)

第52条 略

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(従業者)

(揭示)

第44条 略

(身体拘束等の禁止)

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 略

(虐待等の禁止)

第46条 略

(地域との連携等)

第52条 略

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(従業者)

第57条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 児童指導員又は保育士
- (2) 略

2 略
(準用)

第72条 第13条から第23条まで、第25条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで、第55条及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第71条」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第68条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

(従業者)

第74条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 児童指導員又は保育士
- (2) 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3 略
(従業者)

第80条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 児童指導員又は保育士
- (2) 略

第57条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者
- (2) 略

2 略
(準用)

第72条 第13条から第23条まで、第25条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで、第55条及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第71条」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第68条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

(従業者)

第74条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者
- (2) 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 略
(従業者)

第80条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者
- (2) 略

<p>2 略 (準用) 第82条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、<u>第39条の2</u>、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第71条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第82条の8」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条の7第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用) 第90条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、<u>第39条の2</u>、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第71条の2及び第82条の6から第82条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第90条において準用する第82条の8」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第90条において準用する第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第90条において準用する第82条の7第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、<u>第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>2 略 (準用) 第82条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第71条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第82条の8」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条の7第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用) 第90条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条、<u>第44条から第46条まで</u>、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第71条の2及び第82条の6から第82条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第90条において準用する第82条の8」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第90条において準用する第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第90条において準用する第82条の7第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、<u>第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。</u></p>
---	---

(長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第76号。附則において「設備運営基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(業務継続計画の策定等)</p> <p>第11条の2 障害児入所施設及び児童発達支援センター(以下「障害児入所施設等」という。)は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(衛生管理等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 児童福祉施設(障害児入所施設等を除く。第22条において同じ。)は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(衛生管理等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p>

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

4及び5 略

第22条の2 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあっては毎月1回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(職員配置)

第27条 略

2及び3 略

4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。第66条第4号及び第5号、第75条第15項、第108条第3項並びに第119条第4号において同じ。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5～7 略

(職員配置)

第75条 略

2 略

3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、児童30人以下を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。

4～10 略

11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、児童おおむね4人につき1人以上とする。ただし、児童35人以下を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。

12～14 略

15 心理指導担当職員は、学校教育法に基づく大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員配置)

3及び4 略

(職員配置)

第27条 略

2及び3 略

4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。第66条第4号及び第5号、第75条第15項、第108条第3項並びに第119条第4号において同じ。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5～7 略

(職員配置)

第75条 略

2 略

3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を4.3で除して得た数以上とする。ただし、児童30人以下を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。

4～10 略

11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人につき1人以上とする。ただし、児童35人以下を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。

12～14 略

15 心理指導担当職員は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員配置)

第93条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に依り、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

- (1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限り。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員
- (5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限り。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

3～5 略

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

8及び9 略
(職員配置)

第108条 略

2 略

3 心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に基づく

第93条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。

3～5 略

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

8及び9 略
(職員配置)

第108条 略

2 略

3 心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、心理学に関

<p>大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。</p> <p>4～6 略</p>	<p>する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。</p> <p>4～6 略</p>
--	--

(長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第69号。附則において「指定入所施設基準条例」という。)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(指定障害児入所施設等の一般原則)</p> <p>第4条 略 2及び3 略 4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(入所支援計画の作成等)</p> <p>第22条 略 2～4 略 5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p> <p>6～10 略 (運営規程)</p> <p>第35条 指定福祉型障害児入所施設は、規則で定める重要事項に関する運営規程(第41条第1項において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。 (勤務体制の確保等)</p> <p>第36条 略 2及び3 略 4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等)</p> <p>第36条の2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (非常災害対策)</p> <p>第38条 略</p>	<p>(指定障害児入所施設等の一般原則)</p> <p>第4条 略 2及び3 略 4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>(入所支援計画の作成等)</p> <p>第22条 略 2～4 略 5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p> <p>6～10 略 (運営規程)</p> <p>第35条 指定福祉型障害児入所施設は、規則で定める重要事項に関する運営規程(第41条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。 (勤務体制の確保等)</p> <p>第36条 略 2及び3 略</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第38条 略</p>

2 略

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
(衛生管理等)

第39条 略

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染者の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

3 略
(掲示)

第41条 略

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
(身体拘束等の禁止)

第42条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 略

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
(虐待等の禁止)

第43条 略

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
(準用)

第60条 第7条から第17条まで、第19条、第21条から第39条まで、第41条から第45条まで、第46条第1項、第47条から

2 略

(衛生管理等)

第39条 略

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 略
(掲示)

第41条 略

(身体拘束等の禁止)

第42条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 略

(虐待等の禁止)

第43条 略

(準用)

第60条 第7条から第17条まで、第19条、第21条から第39条まで、第41条から第45条まで、第46条第1項、第47条から

第50条まで及び第52条から第54条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第17条第2項中「次条」とあるのは「第57条」と、第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第33条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第41条第1項中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第59条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第50条まで及び第52条から第54条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第17条第2項中「次条」とあるのは「第57条」と、第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第33条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第41条中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第59条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
 (虐待の防止に係る経過措置)
- 2 施行日から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定障害福祉サービス基準条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第4条第3項及び第41条の2（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第81条、第98条、第98条の5、第114条、第114条の4、第127条、第152条、第152条の4、第162条、第162条の4、第175条、第188条、第193条、第197条、第197条の12、第197条の20、第204条、第204条の11、第204条の22並びに第213条第1項において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の指定障害者支援施設基準条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第4条第3項及び第57条の2、第3条の規定による改正後の障害福祉サービス基準条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第32条の2（新障害福祉サービス基準条例第52条、第57条、第62条、第71条、第86条及び第89条において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後の地域活動支援センター基準条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第3条第4項及び第19条の2、第5条の規定による改正後の福祉ホーム基準条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第3条第4項及び第17条の2、第6条の規定による改正後の障害者支援施設基準条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第3条第3項及び第45条の2、第7条の規定による改正後の指定通所支援基準条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第4条第4項及び第46条第2項（新指定通所支援基準条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）並びに第9条の規定による改正後の指定入所施設基準条例（以下「新指定入所施設基準条例」という。）第4条第4項及び第43条第2項（新指定入所施設基準条例第60条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。
 (業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第81条、第98条、第98条の5、第114条、第114条の4、第127条、第152条、第152条の4、第162条、第162条の4、第175条、第188条、第193条、第197条、第197条の12、第197条の20、第204条、第204条の11、第204条の22並びに第213条第1項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第45条の2、新障害福祉サービス基準条例第25条の2（新障害福祉サービス基準条例第52条、第57条、第62条、第71条、第86条及び第89条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第15条の2、新福祉ホーム基準条例第13条の2、新障害者支援施設基準条例第37条の2、新指定通所支援基準条例第39条の2（新指定通所支援基準条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）、第8条の規定による改正後の設備運営基準条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第11条の2並びに新指定入所施設基準条例第36条の2（新指定入所施設基準条例第60条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
 (感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第35条第3項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第127条、第197条の12並びに第197条の20において準用する場合を含む。）、第73条第2項及び第95条第2項（新指定障害福祉サービス基準条例第98条の5、第114条、第114条の4、第152条、第152条の4、第162条、第162条の4、第175条、第188条、第193条、第197条、第204条、第204条の11、第204条の22及び第213条第1項において準用する場合を

含む。)、新指定障害者支援施設基準条例第48条第2項、新障害福祉サービス基準条例第27条第2項及び第50条第2項(新障害福祉サービス基準条例第57条、第62条、第71条、第86条及び第89条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準条例第16条第2項、新福祉ホーム基準条例第14条第2項、新障害者支援施設基準条例第39条第2項、新指定通所支援基準条例第42条第2項(新指定通所支援基準条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。)、新設備運営基準条例第12条第3項並びに新指定入所施設基準条例第39条第2項(新指定入所施設基準条例第60条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第36条の2第3項(新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第81条、第98条、第98条の5、第114条、第114条の4、第127条、第152条、第152条の4、第162条、第162条の4、第175条、第188条、第193条、第197条、第204条、第204条の11、第204条の22並びに第213条第1項において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準条例第51条第3項、新障害福祉サービス基準条例第28条第3項(新障害福祉サービス基準条例第52条、第57条、第62条、第71条、第86条及び第89条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第41条第3項、新指定通所支援基準条例第45条第3項(新指定通所支援基準条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。)及び新指定入所施設基準条例第42条第3項(新指定入所施設基準条例第60条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。
- 6 この条例の施行の際現に指定を受けている第7条の規定による改正前の指定通所支援基準条例(以下「旧指定通所支援基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第6条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第57条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第57条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、新指定通所支援基準条例第74条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第80条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、新指定通所支援基準条例第80条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 10 この条例の施行の際現に存する第8条の規定による改正前の設備運営基準条例(以下「旧設備運営基準条例」という。)第76条第1項第2号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第75条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 11 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第75条第9項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第75条第11項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 12 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第93条第1項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営基準条例第93条第2項の規定の適用については、令和4年3月31日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは「する」とする。

長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援基金条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第15号

長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援基金条例

(基金の設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))

である感染症をいう。)の影響を受けた中小企業者の資金繰りを支援する事業に要する経費の財源に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他の証券の買入れ等の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法等を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条に規定する基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第16号

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例(令和2年長崎県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表(第10条関係)			別表(第10条関係)		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
略			略		
事務室使用料	略		事務室使用料	略	
卸売場西棟現場詰所使用料	1平方メートル当たり1月につき	700円	卸売場西棟現場詰所使用料	1平方メートル当たり1月につき	700円
卸売場西棟事務室使用料	1平方メートル当たり1月につき	600円	卸売場西棟事務室使用料	1平方メートル当たり1月につき	600円
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第17号

長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例

長崎県漁港管理条例(昭和35年長崎県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）に定めるもののほか、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の利用及び管理に関し必要な事項を定めることにより、漁港の維持管理を適正にし、もって県民生活の安定及び地域経済の発展に寄与するとともに、漁港の適正な利用によって県民の安全・安心を確保することを目的とする。</p> <p>(占用の許可等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、第1項の許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(3) 漁港の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、漁港の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(使用の許可等)</p> <p>第12条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、第1項の許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 県民の生命、身体若しくは財産その他県民の生活の安全が害されるおそれがあり、又は県民を著しく不安にさせるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(4) 漁港の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、漁港の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(情報の提供)</p> <p>第12条の5 知事は、甲種漁港施設を利用し、若しくは使用しようとし、又はする者に対して、規則で定めるところにより、必要な情報の提供を求めることができる。</p> <p>(監督処分)</p> <p>第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可若しくは承認を取り消し、許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは原状の回復を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第12条第1項又は第12条の2第1項の許可を受けた者の利用が、第12条第4項各号又は第12条の2第4項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合の当該者</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(占用の許可等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(使用の許可等)</p> <p>第12条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(監督処分)</p> <p>第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可若しくは承認を取り消し、許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは原状の回復を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第18号

長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年長崎県条例第81号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道(副道、停車帯、自転車通行帯その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(自転車通行帯)</p> <p>第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</p> <p>4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p> <p>(自転車道)</p> <p>第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある</p>	<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道(副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(自転車道)</p> <p>第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。</p>

場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 略

(自転車歩行者道)

第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 略

(歩道)

第12条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 略

第13条～第29条 略

(立体交差)

第30条 略

2及び3 略

4 連結路については、第3条から第6条まで、第15条、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条及び第27条並びに政令第12条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第31条 略

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)及び(2) 略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

第34条～第39条 略

(附帯工事等の特例)

第40条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第3条から前条までの規定(第6条、第15条、第16条、第26条、第28条、第33条及び第37条を除く。)並びに政令第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第41条 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町道とする計画がある場合において、当該道路を市町道とすることにより政令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第3条、第4条第1項、同条第4項及び第6項、第6条第2項から第6項まで、同条第9項及び第11項、第7条第1項、第10条第1項及び第2項、第11条第3項、第12条第1項、同条第2項及び第4項、第14条第1項、第15条第1項、第18条、第19条、第20条第1項、

る。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 略

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 略

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 略

第12条～第28条 略

(立体交差)

第29条 略

2及び3 略

4 連結路については、第3条から第6条まで、第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第23条及び第26条並びに政令第12条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第30条 略

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)及び(2) 略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

第33条～第38条 略

(附帯工事等の特例)

第39条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第3条から前条までの規定(第6条、第14条、第15条、第25条、第27条、第32条及び第36条を除く。)並びに政令第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第40条 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町道とする計画がある場合において、当該道路を市町道とすることにより政令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第3条、第4条第1項、同条第4項及び第6項、第6条第2項から第6項まで、同条第9項及び第11項、第7条第1項、第10条第3項、第11条第1項、同条第2項及び第4項、第13条第1項、第14条第1項、第17条、第18条、第19条第1項、第21条、第23条第2項、第

第22条、第24条第2項、第25条第3項、第29条第3項、第32条並びに第34条並びに政令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該道路の区分とみなす。この場合において、政令第12条中「第3種第5級」とあるのは「第3種第5級又は第4種第4級」と読み替えるものとする。

(小區間改築の場合の特例)

第42条 道路の交通に著しい支障がある小區間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小區間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第43条 略

2～4 略

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第41条まで及び前条第1項(自転車歩行者専用道路にあっては、第13条を除く。)並びに政令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第44条 略

2及び3 略

4 歩行者専用道路については、第3条から第12条まで、第14条から第41条まで及び第42条第1項並びに政令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

(歩行者利便増進道路)

第45条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

(道路標識の寸法)

第46条 略

24条第3項、第28条第3項、第31条並びに第33条並びに政令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該道路の区分とみなす。この場合において、政令第12条中「第3種第5級」とあるのは「第3種第5級又は第4種第4級」と読み替えるものとする。

(小區間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小區間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小區間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第42条 略

2～4 略

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第40条まで及び前条第1項(自転車歩行者専用道路にあっては、第12条を除く。)並びに政令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第43条 略

2及び3 略

4 歩行者専用道路については、第3条から第11条まで、第13条から第40条まで及び第41条第1項並びに政令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

(道路標識の寸法)

第44条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正)

2 長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年長崎県条例第82号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(有効幅員)</p> <p>第4条 歩道の有効幅員は、長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年長崎県条例第81号。以下「条例」という。）<u>第12条第3項</u>に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>2 自転車歩行者道の有効幅員は、<u>条例第11条第2項</u>に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(舗装)</p> <p>第5条 歩道等の舗装は、<u>条例第25条第4項</u>に規定する構造とするものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(勾配)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 歩道等（車両乗り入部を除く。）の横断勾配は、<u>条例第26条第4項</u>に規定する値を標準とするものとする。</p>	<p>(有効幅員)</p> <p>第4条 歩道の有効幅員は、長崎県道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年長崎県条例第81号。以下「条例」という。）<u>第11条第3項</u>に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>2 自転車歩行者道の有効幅員は、<u>条例第10条第2項</u>に規定する幅員の値以上とするものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(舗装)</p> <p>第5条 歩道等の舗装は、<u>条例第24条第4項</u>に規定する構造とするものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(勾配)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 歩道等（車両乗り入部を除く。）の横断勾配は、<u>条例第25条第4項</u>に規定する値を標準とするものとする。</p>

長崎県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第19号

長崎県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

長崎県道路占用料徴収条例（昭和43年長崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前						
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）						
占用物件		単位	占用料							占用料		
			所在地							所在地		
			第3級地	第4級地	第5級地					第3級地	第4級地	第5級地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	<u>690</u>	<u>630</u>	<u>610</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	<u>700</u>	<u>650</u>	<u>630</u>	
	第2種電柱	1年	<u>1,100</u>	<u>970</u>	<u>940</u>		第2種電柱	1年	<u>1,100</u>	<u>1,000</u>	<u>970</u>	
	第3種電柱		<u>1,400</u>	<u>1,300</u>	略		第3種電柱		<u>1,500</u>	<u>1,400</u>	略	
	第1種電話柱		<u>620</u>	<u>560</u>	<u>550</u>		第1種電話柱		<u>630</u>	<u>580</u>	<u>570</u>	
	第2種電話柱		<u>990</u>	<u>900</u>	<u>880</u>		第2種電話柱		<u>1,000</u>	<u>930</u>	<u>900</u>	
	第3種電話柱		<u>1,400</u>	<u>1,200</u>	略		第3種電話柱		<u>1,400</u>	<u>1,300</u>	略	
	その他の柱類		<u>62</u>	<u>56</u>	<u>55</u>		その他の柱類		<u>63</u>	<u>58</u>	<u>57</u>	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6	6	<u>5</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6	6	<u>6</u>	
	地下に設ける電線その他の線類		4	<u>3</u>	略		地下に設ける電線その他の線類		4	<u>4</u>	略	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>600</u>	<u>550</u>	<u>540</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>610</u>	<u>570</u>	<u>550</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>370</u>	<u>340</u>	<u>330</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>380</u>	<u>350</u>	<u>340</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,200</u>	<u>1,100</u>	略		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,300</u>	<u>1,200</u>	略	

	郵便差出箱及び信書便差出箱		520	470	460		
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,200	900	590		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	1,100	略		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	26	24	23		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		37	34	33		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		55	51	49		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		74	68	66		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110	100	99		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		150	140	130		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		260	240	230		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		370	340	330		
	外径が1メートル以上のもの		740	680	660		
	法第32条第1項第3号に掲げる施設		自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	4
その他のもの					12	11	11
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	990	900	880	
その他のもの		上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	620	560	550	
	地下に設けるもの		370	340	330		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	1,100	1,100		
	法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	1,100	略		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	略	略	略		
		階数が2のもの					
		階数が3以上のもの					
	上空に設ける通路	1,100	450	300			
	地下に設ける通路	670	270	180			
その他のもの	1,200	1,100	略				

	郵便差出箱及び信書便差出箱		530	490	480
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800	900	580
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	1,200	略
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	26	25	24
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		38	35	34
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		56	53	51
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		75	70	68
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110	110	100
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		150	140	140
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		260	250	240
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		380	350	340
	外径が1メートル以上のもの		750	700	680

	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	1,200	略
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	略	略	略
		階数が2のもの			
		階数が3以上のもの			
	上空に設ける通路	880	450	290	
	地下に設ける通路	530	270	170	
その他のもの	1,300	1,200	略		

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	22	略		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	220	90	59	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	220	90	59
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,200	900	590
	標識	1本につき1年	990	900	880	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	22	略		
	その他のもの	1本につき1月	220	90	59	
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	22	略		
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	220	90	59	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,200	900	590	
	その他のもの		1,100	450	300	
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	1,100	略		
令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.033を乗じて得た額				
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	220	90	59		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		120	110	略		
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの		Aに0.023を乗じて得た額			
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額			
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額				
令第7条第13号	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車		Aに0.016を乗じて	Aに0.019を乗じて	Aに0.023を乗じて	

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	18	略		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	180	90	58	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180	90	58
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800	900	580
	標識	1本につき1年	1,000	930	900	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18	略		
	その他のもの	1本につき1月	180	90	58	
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18	略		
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	180	90	58	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800	900	580	
	その他のもの		880	450	290	
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	1,200	略		
令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.034を乗じて得た額				
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	180	90	58		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		130	120	略		
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額			
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額			
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を乗じて得た額				
令第7条第13号	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車		Aに0.017を乗じて	Aに0.019を乗じて	Aに0.024を乗じて	

号に掲げる施設	専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	得た額	得た額	得た額	号に掲げる施設	専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	得た額	得た額	得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額				上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額				その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額		
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第20号

長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例

長崎県立都市公園条例（昭和35年長崎県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第1（第7条関係） 有料公園施設		別表第1（第7条関係） 有料公園施設	
都市公園名	有料公園施設の名称	都市公園名	有料公園施設の名称
略		略	
長崎県立総合運動公園	陸上競技場 補助競技場 テニスコート 野球広場 ソフトボール場 水泳プール	長崎県立総合運動公園	陸上競技場 補助競技場 テニスコート 野球広場 ソフトボール場 水泳プール ローンボウルス場
略		略	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第21号

長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例を廃止する条例

長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例（昭和42年長崎県条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県港湾整備事業財産管理基金条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第22号

長崎県港湾整備事業財産管理基金条例

（基金の設置）

第1条 港湾整備事業に係る財産の円滑な処分と適正な維持管理を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第241条第1項の規定に基づき、長崎県港湾整備事業財産管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この条例において「港湾整備事業」とは、港湾及び漁港の区域内における土地造成事業及び港湾施設提

供事業並びにこれらに附帯する事業をいう。

(基金の積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、長崎県港湾施設整備特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(基金の管理)

第4条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 港湾整備事業により取得した土地その他の財産は、基金に属する財産とする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法等を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理及び用途)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、次に掲げる事業に要する経費に充てることのできるほか、基金に繰り入れるものとする。

- (1) 港湾整備事業に係る財産の処分に関する事業
- (2) 港湾整備事業に係る財産の維持管理に関する事業

(基金の処分)

第7条 基金は、次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 前条各号の事業に要する経費の財源に充てる場合
- (2) その他知事が特に必要と認める場合

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において、長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例を廃止する条例（令和3年長崎県条例第21号）による廃止前の長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例（昭和42年長崎県条例第6号）に基づく港湾整備事業に属していた現金、土地（所管換え又は所属替えをするものを除く。）その他の財産は、施行日において、この条例に基づく基金に属するものとする。

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第23号

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～68 略						1～68 略					
69	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1)及び(2) 略 (3) 共同住宅等の住棟全体の場合 当該共同住宅等の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 適合証の提出がないもの			69	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1)及び(2) 略 (3) 共同住宅等の住棟全体の場合 当該共同住宅等の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 適合証の提出がないもの		

	第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。に対する審査		積)の区分に応じて、それぞれ次に定める金額(ただし、住戸部分のみの計画変更に係る場合は、その住戸の数の合計の区分に応じて(2)に規定する金額とする。) ア 適合証の提出がないもの (ア) 略 (イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内 (ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内 (エ)~(キ) 略 イ 適合証の提出があるもの (ア) 略 (イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内 (ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内 (エ)~(キ) 略	略 同 略 略 略 同 略 略 略 略	略 (2)の規定による金額に134,000円を加算した額 略 略 略 (2)の規定による金額に16,000円を加算した額 略 略 略		第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。に対する審査		積)の区分に応じて、それぞれ次に定める金額(ただし、住戸部分のみの計画変更に係る場合は、その住戸の数の合計の区分に応じて(2)に規定する金額とする。) ア 適合証の提出がないもの (ア) 略 (イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 (ウ)~(カ) 略 イ 適合証の提出があるもの (ア) 略 (イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 (ウ)~(カ) 略	略 略 略 略 略 略 略 略	略 略 略 略 略 略 略 略	
71 略						71 略						
72	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第12条第1項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は法第13条第2項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 工場、倉庫等 (ア) 略 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 (エ)~(キ) 略 イ 工場、倉庫等以外 (ア) 略 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 (エ)~(キ) 略 (2) 評価手法が標準入力法の場合 ア 工場、倉庫等 (ア) 略 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	略 同 略 略 略 同 略 略 略	略 23,000円 略 略 略 98,000円 略 略 略 27,000円		72	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第12条第1項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は法第13条第2項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 工場、倉庫等 (ア) 略 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 (ウ)~(カ) 略 イ 工場、倉庫等以外 (ア) 略 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 (ウ)~(カ) 略 (2) 評価手法が標準入力法の場合 ア 工場、倉庫等 (ア) 略	略 略 略 略 略 略 略 略	略 略 略 略 略 略 略 略

			標準入力法又は 主要室入力法の 場合 ア 適合証又は 評価書の写し の添付がある もの (ア) 略 略 略 (イ) 300平方 メートル以 上1,000平 方メートル 未満 略 略 (ウ) 1,000平 方メートル 以上2,000 平方メート ル未満 略 略 (エ)～(キ) 略 略 略 イ 適合証又は 評価書の写し の添付がない もの (ア) 略 略 略 (イ) 300平方 メートル以 上1,000平 方メートル 未満 略 略 (ウ) 1,000平 方メートル 以上2,000 平方メート ル未満 略 略 (エ)～(キ) 略 略 略 (5) 略				標準入力法又は 主要室入力法の 場合 ア 適合証又は 評価書の写し の添付がある もの (ア) 略 略 略 (イ) 300平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満 略 略 (ウ)～(カ) 略 略 略 イ 適合証又は 評価書の写し の添付がない もの (ア) 略 略 略 (イ) 300平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満 略 略 (ウ)～(カ) 略 略 略 (5) 略			
74の2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項の規定に基づく複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請	略			74の2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項の規定に基づく複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請	略			
75	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（当該申請に併せて、法第35条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1)及び(2) 略 (3) 住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 適合証又は 評価書の写し の添付がある もの (ア) 略 略 略 (イ) 300平方 メートル以 上1,000平 方メートル 未満 略 略 (ウ) 1,000平 方メートル 以上2,000 平方メート ル未満 略 略 (エ)～(キ) 略 略 略 イ 適合証又は 評価書の写し の添付がない もの (ア) 略 略 略 (イ) 300平方 メートル以 上1,000平 方メートル 未満 略 略 (ウ) 1,000平 方メートル 以上2,000 平方メート ル未満 略 略		75	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（当該申請に併せて、法第30条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1)及び(2) 略 (3) 住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 適合証又は 評価書の写し の添付がある もの (ア) 略 略 略 (イ) 300平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満 略 略 (ウ)～(カ) 略 略 略 イ 適合証又は 評価書の写し の添付がない もの (ア) 略 略 略 (イ) 300平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満 略 略		

			平方メートル未満 (エ)～(キ) 略	略	略			方メートル未満 (ウ)～(カ) 略	略	略
			(4) 住宅以外の部分で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合 ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの (ア) 略 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 (エ)～(キ) 略 イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもの (ア) 略 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 (エ)～(キ) 略	略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略	略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略			(4) 住宅以外の部分で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合 ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの (ア) 略 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 (ウ)～(カ) 略 イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもの (ア) 略 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 (ウ)～(カ) 略	略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略	略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略
			(5)及び(6) 略					(5)及び(6) 略		
76	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	(1) 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合 ア 適合証又は検査済証等（法第35条の規定に基づく性能向上計画認定の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下この項において「検査済証」という。）の写し、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条の規定に基づく認定の通知書の写し及び検査済証の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写しをいう。以下同じ。）の添付があるもの (ア)及び(イ) 略 イ 略	略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略	略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略			(1) 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合 ア 適合証又は検査済証等（法第30条の規定に基づく性能向上計画認定の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下この項において「検査済証」という。）の写し、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条の規定に基づく認定の通知書の写し及び検査済証の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写しをいう。以下同じ。）の添付があるもの (ア)及び(イ) 略 イ 略	略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略	略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略
			(2)～(5) 略					(2)～(5) 略		

		(6) 住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの (ア) 略 略 略 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 略 同 14,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 略 略 略 (エ)～(キ) 略 略 略 イ 適合証又は検査済証等の添付がないもの (ア) 略 略 略 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 略 同 98,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 略 略 略 (エ)～(キ) 略 略 略		
		(7) 住宅以外の部分で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合 ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの (ア) 略 略 略 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 略 同 14,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 略 略 略 (エ)～(キ) 略 略 略 イ 適合証又は検査済証等の添付がないもの (ア) 略 略 略 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 略 同 253,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 略 略 略 (エ)～(キ) 略 略 略		
		(8) 略		

備考

1～6 略

7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（次項において「法」という。）第35条第2項の規定に基づく審査の申出がある場合の手数料の金額は、74の項に規定する金額に当該申出に係る建築物の床面積の区分に応じ1の項の(2)に規定する金額並びに建築設備及び工作物の件数に応じ1の項の(1)に規定する金額に加え、建築物（構造計算適合性判定が必要なものに限るものとし、適合判定通知書又はその写しを添付するものを除く。）の

		(6) 住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの (ア) 略 略 略 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 略 略 略 (ウ)～(カ) 略 略 略 イ 適合証又は検査済証等の添付がないもの (ア) 略 略 略 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 略 略 略 (ウ)～(カ) 略 略 略		
		(7) 住宅以外の部分で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合 ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの (ア) 略 略 略 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 略 略 略 (ウ)～(カ) 略 略 略 イ 適合証又は検査済証等の添付がないもの (ア) 略 略 略 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 略 略 略 (ウ)～(カ) 略 略 略		
		(8) 略		

備考

1～6 略

7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（次項において「法」という。）第30条第2項の規定に基づく審査の申出がある場合の手数料の金額は、74の項に規定する金額に当該申出に係る建築物の床面積の区分に応じ1の項の(2)に規定する金額並びに建築設備及び工作物の件数に応じ1の項の(1)に規定する金額に加え、建築物（構造計算適合性判定が必要なものに限るものとし、適合判定通知書又はその写しを添付するものを除く。）の

<p>構造計算適合性判定の種類及び床面積の合計の区分に応じ、2の2の項又は2の3の項に規定する額に100分の110を乗じて得た金額を合算した金額とする。</p> <p>8 法第36条第2項の規定において準用する法第35条第2項の規定に基づく審査の申出がある場合の手数料の金額は、75の項に規定する金額に当該申出に係る建築物の床面積の区分に応じ3の項の(2)に規定する金額並びに建築設備及び工作物の件数に応じ3の項の(1)に規定する金額に加え、建築物（構造計算適合性判定が必要なものに限るものとし、適合判定通知書又はその写しを添付するものを除く。）の構造計算適合性判定の種類及び床面積の合計の区分に応じ、2の2の項又は2の3の項に規定する額に100分の110を乗じて得た金額を合算した金額とする。</p> <p>9及び10 略</p>	<p>構造計算適合性判定の種類及び床面積の合計の区分に応じ、2の2の項又は2の3の項に規定する額に100分の110を乗じて得た金額を合算した金額とする。</p> <p>8 法第31条第2項の規定において準用する法第30条第2項の規定に基づく審査の申出がある場合の手数料の金額は、75の項に規定する金額に当該申出に係る建築物の床面積の区分に応じ3の項の(2)に規定する金額並びに建築設備及び工作物の件数に応じ3の項の(1)に規定する金額に加え、建築物（構造計算適合性判定が必要なものに限るものとし、適合判定通知書又はその写しを添付するものを除く。）の構造計算適合性判定の種類及び床面積の合計の区分に応じ、2の2の項又は2の3の項に規定する額に100分の110を乗じて得た金額を合算した金額とする。</p> <p>9及び10 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第24号

長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

長崎県議会委員会条例（昭和38年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の設置)</p> <p>第1条 議会に次の常任委員会を置く。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>観光生活建設委員会</u></p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(常任委員会の委員の定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、議長は、臨時に設けられた事務について、特に必要と認めるときは、別にその所管を定めることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>観光生活建設委員会</u> 略</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(委員会の開催方法の特例)</p> <p>第10条の2 <u>委員長は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の防止を図る必要がある場合又はその他の事情がある場合において、委員会の招集場所への招集が困難であると認めるときは、第32条に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、オンラインにより委員会に参加することを希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の許可を得て、委員が、オンラインにより委員会に参加したときは、第13条及び第14条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。</u></p> <p><u>4 オンラインを活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>(常任委員会の設置)</p> <p>第1条 議会に次の常任委員会を置く。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>環境生活建設委員会</u></p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(常任委員会の委員の定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、議長は、臨時に設けられた事務について、特に必要と認めるときは、別にその所管を定めることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>環境生活建設委員会</u> 略</p> <p>(4)及び(5) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の長崎県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による常任委員会の委員で次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の長崎県議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は、旧条例の規定による委員会の委員長、副委員長及び委員のそれぞれの残任期間とする。

環境生活建設委員会	観光生活建設委員会
-----------	-----------

- 3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定による常任委員会において審査又は調査中の事件は、新条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

長崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第25号

長崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

長崎県政務活動費の交付に関する条例（平成13年長崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(議長の調査)</p> <p>第11条 議長は、政務活動費の適正な使用を確保するため、<u>前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。</u></p> <p>2 議長は、前項の調査の結果必要があると認めるときは、<u>会派又は議員に対し是正等の措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。</u></p> <p>3 前項の規定による勧告を受けた会派又は議員が正当な理由なく当該勧告に応じない場合は、議長は、理由を付した文書によって前項の措置を命ずることができる。</p> <p>4 議長は、前項の規定による命令を行う場合には、当該会派又は議員に対して十分な弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>5 第3項の規定による命令があった場合には、当該収支報告書は、当該命令に従って修正されたものとみなす。</p> <p>第12条～第13条 略</p> <p>(透明性の確保)</p> <p>第14条 議長は、政務活動費の適正な運用を期すとともに、<u>使途の透明性の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第15条 略</p>	<p>第11条～第12条 略</p> <p>(透明性の確保)</p> <p>第13条 議長は、<u>収支報告書について必要に応じて調査を行う等により、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第14条 略</p>

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第2号中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第26号

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正)

第1条 市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和32年長崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定数) 第2条 市町村立学校県費負担教職員（以下「教職員」という。）の定数は、<u>9,087人</u>とする。</p>	<p>(定数) 第2条 市町村立学校県費負担教職員（以下「教職員」という。）の定数は、<u>9,089人</u>とする。</p>

（県立学校職員定数条例の一部改正）

第2条 県立学校職員定数条例（昭和32年長崎県条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定数) 第3条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 中学校及び高等学校の職員 <u>2,788人</u> (2) 特別支援学校の職員 <u>1,246人</u></p>	<p>(定数) 第3条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 中学校及び高等学校の職員 <u>2,809人</u> (2) 特別支援学校の職員 <u>1,228人</u></p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第27号

長崎県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例

長崎県迷惑行為等防止条例（昭和38年長崎県条例第59号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(粗暴行為の禁止) 第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、空港、ふ頭、興行場、飲食店その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）又は自動車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公共の乗物（以下「公共の乗物」という。）において、<u>次に掲げる行為をしてはならない。</u> (1) <u>多数でうろつき、又はたむろして、人に対し、言いがかりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動をすること。</u> (2) <u>正当な理由がないのに、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第22条の規定により携帯が禁止されている刃物を除く。）、鉄棒、木刀その他人の身体に危害を加えるのに使用することができる物を、人に不安を覚えさせるような方法で携帯すること。</u> 2 略 (不当な金品の要求行為（たかり行為）の禁止) 第4条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人に対し、<u>立ち塞がり、つきまとい、言いがかりをつける等不安を覚えさせるような言動で、金品を要求してはならない。</u> (不当な客引き行為等の禁止) 第7条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) <u>次に掲げる行為について、客引き（ウに掲げる行為に係る利用者に対する勧誘を含む。）をすること。</u></p>	<p>(粗暴行為の禁止) 第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、空港、ふ頭、興行場、飲食店その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）又は自動車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公共の乗物（以下「公共の乗物」という。）において、<u>多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、言いがかりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動をしてはならない。</u> 2 略 (不当な金品の要求行為（たかり行為）の禁止) 第4条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、<u>通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、立ちふさがり、つきまとい、言いがかりをつける等不安を覚えさせるような言動で、金品を要求してはならない。</u> (不当な客引行為の禁止) 第7条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) <u>わいせつな見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供について客引きをすること。</u></p>

ア 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為
又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供
イ 歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして
飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供
ウ ア又はイに掲げる行為に係る営業に関する情報の提
供

エ 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をい
う。）において専ら人の身体に接触して行う役務又は
これを仮装したものの提供

(2) 売春類似行為（対償を受け、又は受ける約束で不特定
の同性の相手方と性交類似行為をすること。）をするた
め、公衆の目に触れるような方法で、客引きをし、又は
客待ちをすること。

(3) 次に掲げる行為をする役務に従事するよう勧誘するこ
と。

ア 人の性的好奇心をそそる行為、見せ物への出演又は
写真若しくは映像の被写体となる行為

イ 歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす行
為

(4) 前3号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとら
え、所持品を取り上げ、進路に立ち塞がり、つきまとう
等執ように客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘す
ること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他
人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。

3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に
掲げる者となるよう人に呼び掛け、又はビラ、パンフレッ
トその他の物品を配布し、若しくは提示して誘引してはな
らない。

(1) 第1項第1号に掲げる行為の客又は利用者

(2) 第1項第3号に掲げる行為をする役務に従事する者

4 警察官は、前項の規定に違反して誘引を行っていると思
められる者に対し、当該誘引を行うことをやめるべきこと
その他当該違反を是正するために必要な措置をとるべきこ
とを命ずることができる。

5 何人も、第1項第1号又は第3号に掲げる行為（以下こ
の項及び次項において「客引き等」という。）の状況等を
勘案して公安委員会規則で定める地域内の公共の場所にお
いて、客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方
法で客引き等の相手方となるべき者を待つてはならない。

6 警察官は、前項の規定に違反して客引き等の相手方とな
るべき者を待つていると認められる者に対し、当該客引き
等の相手方となるべき者を待つてことをやめるべきことそ
の他当該違反を是正するために必要な措置をとるべきこと
を命ずることができる。

第12条 第7条第2項の規定に違反した者は、100万円以下
の罰金に処する。

2 常習として第7条第2項の規定に違反した者は、6月以
下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第13条 第2条、第4条から第6条まで、第7条第1項又は
第8条のいずれかの規定に違反した者は、50万円以下の罰
金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として第2条、第4条から第6条まで、第7条第1
項又は第8条のいずれかの規定に違反した者は、6月以下
の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第14条 第7条第4項の規定による警察官の命令に違反した
者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第15条 第7条第6項の規定による警察官の命令に違反した
者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（両罰規定）

(2) 人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取りあげる等執
ように客引きをすること。

第12条 第2条又は第4条から第8条までのいずれかの規定
に違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
に処する。

2 常習として第2条又は第4条から第8条までのいずれか
の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の
罰金に処する。

第16条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第12条第1項、第13条第1項（第7条第1項に係る部分に限る。）、第14条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（適用上の注意）

第17条 略

（適用上の注意）

第13条 略

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二二四

印刷所
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
永 岩永印刷所
泰 明